

官報

号外

昭和二十七年六月十九日

○第十三回 衆議院會議録第五十七号附録

〔参照〕
農地法案
農地法

目次

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 農地及び採草放牧地
第一節 権利移動及び転用の制限(第三條・第五條)

第二節 小作地等の所有の制限(第六條・第七條)
第三節 利用関係の調整(第八條・第三十二條)
第四節 買収及び公売の特例(第三十三條・第三十五條)

第五節 国からの売渡(第三十六條・第四十三條)
第三章 未農地等の買収及び売渡
第一節 買収(第四十四條・第六十條)

第二節 売渡(第六十一條・第七十五條)
第四章 雑則(第七十六條・第九十一條)
第五章 罰則(第九十二條・第九十四條)

附則
第一章 総則
(二) 法律の目的

第一條 この法律は、農地はその耕作
者から所有することを最

も適當であると認めて、耕作者の
農地の取得を促進し、その権利を
保護し、その他土地の農業上の利
用関係を調整し、もつて耕作者の
地位の安定と農業生産力の増進と
を図ることを目的とする。
(定案)

第二條 この法律で「農地」とは、耕
作の目的に供せられる土地をいい、
「採草放牧地」とは、農地以外の土
地で、主として耕作又は養畜の事
業のための採草又は養畜の放牧の
目的に供せられるものをいう。
2 この法律で「自作地」とは、耕作
の事業を行う者が所有権に基いて
その事業に供している農地をい
い、「小作地」とは、耕作の事業を
行う者が所有権以外の権利に基い
てその事業に供している農地をい
う。
3 この法律で「自作採草放牧地」と
は、耕作又は養畜の事業を行う
者が所有権に基いてその事業に供
している採草放牧地をいい、「小作
採草放牧地」とは、耕作又は
養畜の事業を行う者が所有権以外
の権利に基いてその事業に供して
いる採草放牧地をいう。
4 この法律で「自作農」とは、農地
又は採草放牧地につき所有権に基
いて耕作又は養畜の事業を行う個
人を用い、「小作農」とは、農地又
は採草放牧地につき所有権以外の
権利に基いて耕作又は養畜の事業
を行う個人を用い、
5 前三項の規定の適用については、
耕作又は養畜の事業を行う者の
世帯員が農地又は採草放牧地に
ついて有する所有権その他の権利
は、その耕作又は養畜の事業を行
う者が有するものとみなす。
6 この法律で「世帯員」とは、住居
及び生計を一にする親族をいう。
7 この場合において、世帯員のい
づれかについて生じた左に掲げる事
由により世帯員が一時住居又は生
計を異にしても、これらの者は、
なお住居又は生計を一にするもの
とみなす。
一 疾病又は負傷による療養
二 就学
三 公選による公職への就任
四 その他省令で定める事由
7 この法律で「小作料」とは、耕作
の目的で農地につき地上権又は賃
借権が設定されている場合の地代
又は賃借(その地上権又は賃借権
の設定に附随して、農地以外の土
地についての地上権若しくは賃借
権又は建物その他の工作物につい
ての賃借権が設定され、その地代
又は賃借と農地の地代又は賃借と
を分けることができない場合に
は、その農地以外の土地又は工作
物の地代又は賃借を含む)及び農
地につき永小作権が設定されてい
る場合の小作料をいう。
第二章 農地及び採草放牧地
の制限
第一節 権利移動及び転用
の制限
(農地又は採草放牧地の権利移動
の制限)
第三條 農地又は採草放牧地につ
いて所有権を移転し、又は地上権、
永小作権、賃借、使用貸借による
権利、賃借権若しくはその他の使
用及び収益を目的とする権利を設
定し、若しくは移転する場合に
は、省令で定めるところにより、
当事者が都道府県知事の許可(使
用貸借による権利若しくは賃借権
については、市町村農業委員会
の許可)を受けなければならない。
但し、左の各号の一に該当する場
合及び第五條第一項本文に規定す
る場合は、この限りでない。
一 第三十六條、第六十一條、第
六十八條、第六十九條、第七十
條又は第八十條の規定によつて
これらの権利が設定され、又は
移転される場合
二 第二十六條から第三十一條ま
での規定によつて利用権が設定
される場合
三 これらの権利を取得する者が
国又は都道府県である場合
四 土地改良法(昭和二十四年法
律第九十五号)による交換分
合によつてこれらの権利が設定
され、又は移転される場合
五 民事調停法(昭和二十六年法
律第二百二十二号)による農事
調停によつてこれらの権利が設
定され、又は移転される場合
六 土地収用法(昭和二十六年法
律第二百十九号)その他の法律
によつて農地若しくは採草放牧
地又はこれらに関する権利が収
用され、又は使用される場合
七 遺産の分割によりこれらの権
利が取得される場合
八 その他省令で定める場合
2 前項の許可は、左の各号の一に
該当する場合には、することがで
きない。但し、第三号から第五号
までに掲げる場合において、政令
で定める相当の事由があるとき
は、この限りでない。
一 小作地又は小作採草放牧地に
つきその小作農及びその世帯員
以外の者が所有権を取得しよう
とする場合
二 所有権、地上権、永小作権、
賃借、使用貸借による権利、賃
借権若しくはその他の使用及び
収益を目的とする権利を取得し
ようとする者及びその世帯員が
その農地又は採草放牧地につ
いて耕作又は養畜の事業を行わ
ないとい認められる場合
三 前号に掲げる権利を取得しよ
うとする者又はその世帯員が耕
作の事業に供すべき農地の面積
とこれらの者が所有する小作地
の面積との合計が、その取得の
結果、その取得しようとする権
利に係る土地のある都道府県に
ついて別表で定める面積(都道
府県知事が農林大臣の承認を受
け、その都道府県の区域を二以

昭和二十七年六月十九日
第三十三回衆議院開会日

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議録第五十七号附録

上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県の面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積をこえることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員が耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積とこれらの者が所有する小作採草放牧地の面積との合計が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について別表で定める面積(都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県の面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積をこえることとなる場合

五 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員が現に耕作の事業に供している農地の面積の合計及び現に耕作又は養畜の事業に供している採草放牧地の面積の合計が、いずれも北海道では二町歩、都府県では三反歩(都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積に達しない場合

(これらの規定を同法第二十九條第二項で準用する場合を含む)、同法第二十八條第三項若しくは第五項(これらの規定を同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項で準用する場合を含む)若しくは同法第四十一條第一項の規定に依り国から売り渡された農地若しくは採草放牧地、旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年度政令第二百八十八号)第三條第一項の規定により譲渡された農地若しくは採草放牧地又は第三十六條若しくは第六十一條の規定により売り渡された農地若しくは採草放牧地につき地上権、永小作権、賃借権、使用賃借による権利又は賃借権を設定しようとする場合(その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合を除く)

七 小作地又は小作採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行つた者がその小作地又は小作採草放牧地を貸し付け、又は買入れしようとする場合(その土地の小作農又はその世帯員の死亡又は前條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合を除く)、

八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することに より農業生産が低下することが明らかである場合

三 第一項の許可は、条件をつけてすることが出来る。

四 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

第四條 (農地の転用の制限)
農地を農地以外のものにする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可(その者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地を農地以外のものにする場合は、農林大臣の許可)を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合、この限りでない。

一 第七條第一項第三号に掲げる農地を農地以外のものにする場合

二 次條第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

三 国又は都道府県が農地を農地以外のものにする場合

四 土地收用法その他の法律によつて收用し、又は使用した農地をその收用又は使用に係る目的に供する場合

五 その他省令で定める場合

2 前項の許可は、条件をつけてすることが出来る。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)
第五條 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く)にするため、これらの土地について第三條第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地について権利を取得する場合、は、農林大臣の許可)を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

二 土地收用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が收用され、又は使用される場合

三 その他省令で定める場合

2 第三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第二節 小作地等の所有の制限

(所有できない小作地及び小作採草放牧地)
第六條 国以外の者は、何人も左に掲げる小作地又は小作採草放牧地を所有してはならない。

一 その所有者の住所のある市町村の区域(採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする)の外にある小作地又は小作採草放牧地

二 その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地でその住所のある都道府県について別表で定める面積(都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県の面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積をこえる面積のもの)

2 前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者が都道府県知事が所有する市町村の区域内で所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内にないものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

4 第一項の規定の適用については、自作農又はその世帯員であつた者が第二條第六項に掲げる事由以外的事由によりその住所がその所有する農地のある市町村の区域内になくなり、その者の配偶者又はその者と同居及び生計を一にしていて、且つ、その農地の所有者がその農地のある市町村の区域内に住するに至る見込があるとき、市町村農業委員会が認めたものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

5 第一項の規定の適用については、小作地以外の農地又は小作採草放牧地以外の採草放牧地でその

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

所有者又はその世帯員でない者が
不慮に、且つ、公然と耕作又は養
畜の事業に供しているものは、小
作地又は小作採草放牧地とみな
す。

6 第一項の規定の適用については、
大府第一項第五号及び第六号
に掲げる小作地又は小作採草放牧
地の面積は、その所有者の所有面
積に算入しない。

(所有制限の例外)

第七條 左の各号の一に該当する小
作地又は小作採草放牧地は、前條
第一項の規定にかかわらず、所有
することができ。

一 園又は地方公共団体が公用又
は公共用に供している小作地又
は小作採草放牧地

二 試験研究又は農事指導の目的
に供するものとして、省令で定
める手続に従い、都道府県知事
の指定を受けた小作地又は小作
採草放牧地

三 近く農地又は採草放牧地以外
のものとするを省令で定める手続に
従い、都道府県知事の指定を受
けた小作地又は小作採草放牧地

四 自作農又はその世帯員の死亡
又は第二條第六項に掲げる事由
によつて自作地又は自作採草放
牧地として耕作、採草又は家畜
の放牧をすることができなくな
つたため、小作地又は小作採草
放牧地として貸し付けられてい
る土地であつて、自作農であつ
た者又はその世帯員が耕作、採
草又は家畜の放牧をすることが
できるように直ちにこれを除

をする市町村農業委員会が認
めたもの

五 新聞紙地、焼畑、切替畑等收
穫の著しく不定な小作地で、省
令で定める手続に従い、都道府
県知事の指定を受けたもの

六 第三十六條から第三十一條ま
での規定による利用権の設定に
より新たに小作採草放牧地とな
つた土地

七 その他省令で定める小作地又
は小作採草放牧地

2 前項第二号、第三号及び第五号
の指定は、有効期間を限り、又は
その他の条件をつけてすることが
できる。

(公示及び通知)

第八條 市町村農業委員会は、前二
條の規定により所有してはならな
い小作地又は小作採草放牧地が
あると認めるときは、左に掲げる事
項を公示し、且つ、公示の日の翌
日から起算して一箇月間、その事
務所で、これらの事項を記載した
書類を縦覧に供しなければならな
い。

一 その小作地又は小作採草放牧
地の所有者の氏名又は名称及び
住所

二 第六條第一項第一号の規定に
より所有してはならない場合に
は、その小作地又は小作採草放
牧地の所在、地番、地目及び面
積、同項第二号の規定により所
有してはならない場合には、そ
の者がその市町村の区域内で所
有するすべての小作地又は小作
採草放牧地(前條第一項第五号
及び第六号に掲げるものを除

く)の所在、地番、地目及び面
積並びに所有してはならない面
積

三 その他必要な事項

2 市町村農業委員会は、前項の規
定による公示をしたときは、遅滞
なく、その土地の所有者に同項に
掲げる事項を通知しなければなら
ない。その場合において、通知が
できないときは、通知すべき事項
を公示して通知に代えることがで
きる。

(買収)

第九條 前條第一項の規定により公
示された小作地又は小作採草放牧
地の所有者が、第六條第一項第一
号に該当する旨の公示があつたと
きは、その公示に係る小作地又は小
作採草放牧地を、同項第二号に該
当する旨の公示があつたときは
その公示に係る小作地又は小作
採草放牧地のうち所有してはな
らない面積に相当するものを、そ
の公示の日から起算して一箇月以
内に(その公示に係る小作地又は
小作採草放牧地の所有者がその期
間の満了前に市町村農業委員会に
対しその期間の満了の日の翌日か
ら起算して二箇月をこえない期間
内で期日を定め、その期日までそ
の期間を延長すべきことを書類で
申し入れたときは、その期日ま
でに)他の者に譲渡しないとき
は、国がこれを買収する。但し、
本文に規定する期間内に第三條第
一項の規定による許可の申請があ
り、その期間経過後もこれに対す
る処分がないときは、これに対し

不許可の処分があるまでは、この
限りでない。

2 国は、第六條第一項第二号に該
当するものとして前項の規定によ
り小作地又は小作採草放牧地を買
収する場合において、その分筆を
避けるため特に必要があるとき
は、一反歩をこえない範囲内で、
所有してはならない面積をこえる
面積のものを買収することができ
る。

3 前二項の規定による国の買収
は、後三條に規定する手続に従つ
てするものとする。

(市町村農業委員会の関係書類の
進達)

第十條 市町村農業委員会は、前條
の規定により国が小作地又は小作
採草放牧地を買収すべき場合に
は、遅滞なく、買収すべき小作地
又は小作採草放牧地を定め、左に
掲げる事項を記載した書類を都道
府県知事に進達しなければならな
い。

一 その土地の所有者の氏名又は
名称及び住所

二 その土地の所在、地番、地目
及び面積

三 その土地の上に先取特権、質
権又は抵当権がある場合には、
その権利の種類並びにその権利
を有する者の氏名又は名称及び
住所

2 市町村農業委員会は、前項の書
類を進達する場合において、買収
すべき土地の上に先取特権、質権
又は抵当権があるときは、その権
利を有する者に対し、省令で定め
るところにより、対価の供託の要

否を二十日以内に都道府県知事に
申し出るべき旨を通知しなければ
ならない。

(買収命令の交付及び縦覧)

第十一條 都道府県知事は、前條の
規定により進達された書類に記載
されたところに従い、遅滞なく
(同條第二項の規定による通知を
した場合には、同項の期間経過後
遅滞なく)左に掲げる事項を記
載した買収命令を作成し、これを
その土地の所有者に、その原本を
その市町村農業委員会に交付しな
ければならない。

一 前條第一項に掲げる事項

二 買収の期日

三 対価

四 対価の支拂の方法(次條第二
項の規定により対価を供託する
場合には、その旨)

五 その他必要な事項

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる買収命令の交付をすることが
できない場合には、その内容を公
示して交付に代えることができる。

3 市町村農業委員会は、買収命令
の原本の交付を受けたときは、遅
滞なく、その旨を公示するととも
に、その公示の日の翌日から起算
して二十日間、その事務所でこれ
を縦覧に供しなければならない。

(対価)

第十二條 前條第一項第三号の対価
は、政令で定めるところにより算
出した額とする。

2 買収すべき土地の上に先取特
権、質権又は抵当権がある場合に
は、その権利を有する者から第十

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

附第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支拂を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合。

二 対価の支拂を受けるべき者が、確知することができない場合。

三 差押又は仮差押により対価の支拂の禁止を受けた場合。

(効果)

第十三條 国が買収令書に記載された買収の期日までに、対価の支拂又は供託をしたときは、その期日に、その土地の上にある先取特権、質権及び抵当権は、消滅し、その土地の所有権は、国が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前條第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買収令書に記載された買収の期日までに、対価の支拂又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失ふ。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十條第一項の規定により、対価の支拂に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその土地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が

対価の支拂をした時とみなす。

(附帯施設を買収)

第十四條 第九條の規定による買収をする場合において、市町村農業委員会がその買収される土地の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、国は、その買収される土地の所有者又はその世帯員の有する土地（農地及び採草放牧地を除く）、立木、建物その他牧地を除く）又は水の使用に関する権利をあわせて買収することができる。

2 第十條から前條までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第十條第二項中第二号は、「二土地」としては、その所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容」と読み替へるものとする。

(旧自作農創設特別措置法により売り渡した農地等の買収)

第十五條 第三條第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者及びその世帯員以外の者が耕作又は養畜の事業に供したときは、第三條第一項の規定による許可を受けて貸し付けられた場合を除き、国がこれを買収する。

2 第十條から前條までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。

(申出による買収)

第十六條 農地又は採草放牧地の所有者は、市町村農業委員会に對し、その所有する農地又は採草放牧地を国が買収すべき旨を申し出ることができる。

2 第十條から第十四條までの規定は、前項の規定による申出があつた場合に準用する。

(承継人に対する効力)

第十七條 第十五條第二項（第十四條第二項、第十五條第二項又は前條第二項）で準用する場合を含む。）の規定による通知及び第十一條（第十四條第二項、第十五條第二項又は前條第二項）で準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付は、その通知又は交付を受けた者の承継人に対してその効力を有する。

第三節 利用関係の調整

(農地又は採草放牧地の貸借の対抗力)

第十八條 農地又は採草放牧地の貸借は、その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつたときは、これをもつてその後のその農地又は採草放牧地について物権を取得した第三者に對抗することができる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百六十六條第一項及び第三項（用益の権利による制限がある場合の売主の担保責任）の規定は、登記をしてない貸借の目的である農地又は採草放牧地が売買の目的物である場合に準用する。

3 民法第五百三十三條（同時履行の抗弁権）の規定は、前項の場合に準用する。

(農地又は採草放牧地の貸借の更新)

第十九條 農地又は採草放牧地の貸借については、その期間の満了の場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六箇月前までに（貸借人又はその世帯員の死亡又はその土地の引渡、耕作、採草又はその土地の放牧をすることができないため一時貸借をしたことが明らかでない場合は、その期間の満了の六箇月前から一箇月前まで）の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の貸借と同一の条件で更に貸借をしたものとみなす。

(農地又は採草放牧地の貸借の解約等の制限)

第二十條 農地又は採草放牧地の貸借の当事者は、省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、貸借の解除をし、解約の申入をし、合意による解約をし、又は貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。但し、合意による解約が民事調停法による民事調停によつて行われる場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、左に掲げる場合でなければしてはならない。

一 貸借人が信義に反した行為をした場合。

二 その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合。

三 貸借人の生計、貸借人の経営能力等を考慮し、貸借人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合。

第二十一條 市町村農業委員会は、小作農の経営を安定させることを旨とし、省令で定める基準に基づき、都道府県知事の認可を受けて、農地又は小作料の最高額を定めなければならない。

2 市町村農業委員会は、前項の額を定めたときは、これを公示しなければならない。

3 第一項の基準が変更されたときは、同項の規定により市町村農業委員会が定めた額は、変更後の基準の従前の基準に對する比率に附して変更されたものとみなす。

(小作料の定額金額)

第二十二條 小作料を定める契約では、その額は、前條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額をこえない範囲の金額で定めなければならない。

2 前項の規定に違反する契約については、前條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額を小作料の額と定めたものとみなす。

四 その他正当の事由がある場合

3 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。

4 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

5 前條又は民法第六百十七條（解約の申入）若しくは第六百十八條（解約権の留保）の規定と異なる小作条件でこれらの規定による場合に比して貸借人に不利なものは、定めのないものとみなす。

6 農地又は採草放牧地の貸借に附した解除条件又は不確定期限は、つけられないものとみなす。

(小作料の支拂又は受領の制限)
第二十三條 小作料は、金銭以外の
もので支拂い、若しくは受領し、
又は第二十一條第一項の規定によ
り市町村農業委員会が定めた額を
こえて支拂い、若しくは受領して
はならない。

2. どのような名目によるものであつ
ても、前項の規定による制限を免
かれる行為をしてはならない。

(小作料の減額請求権)
第二十四條 小作料の額が、田にあ
つては、收穫された米の価額の二
割五分、畑にあつては、收穫され
た主作物の価額の二割五分をこ
えるときは、小作料は、その農地
の所有者又は賃貸人に對し、その
割合に相當する額になるまで小作
料の減額を請求することができ
る。

(契約の文書化)
第二十五條 農地又は採草放牧地の
賃借契約については、当事者は、
書面によりその存続期間、小
作料の額及び支拂條件その他その
契約並びにこれに附随する契約の
内容を明らかにするとともに、そ
の字を市町村農業委員会に提出し
なければならぬ。

(利用権設定に関する承認)
第二十六條 耕作の事業を行う者
は、左に掲げる事項を目的とする
土地又は立木についての使用収益
の権利(以下「利用権」という)を
取得する必要があるときは、省令
で定める手続に従い、市町村農業
委員会の承認を受け、土地又は立
木の所有者その他これに関し權利
を有する者に対し、利用権の設
定に関する協議を求めることがで
きる。

一 自家用の薪炭とするための原
木の採取
二 自家用の肥料とするための
枝、落葉等の採取
三 自家用の肥料、飼料又は糞料
とするための草又は落葉の採取
四 耕作の事業に附随して飼育す
る家畜の放牧
五 前項第一号に掲げる事項を目的
とする利用権の設定については、
市町村農業委員会は、左に掲げる
場合に限り、同項の承認をするこ
とができる。

一 耕作の事業を行う者が従来慣
行又は契約により原木の採取を
していた土地について利用権を
設定しようとする場合
二 耕作の事業を行う者が従来慣
行又は契約により原木の採取を
していた土地についてその採取
をするのでなく、これに代るべき土
地に利用権を設定しようとする
場合
三 他の耕作の事業を行う者が慣
行又は契約により原木の採取を
している土地について利用権を
設定しようとする場合
四 市町村農業委員会は、第一項の
規定による承認の申請があつたと
きは、その申請に係る協議の相手
方その他省令で定める者の意見を
聞かなければならない。

5. 第一項の規定は、国有林野法昭
和二十六年法律第二百四十六号)
による国有林野には、適用しない。
(裁定の申請)
第二十七條 前條第二項の協議がと
とのせず、又は協議をすることが
できないときは、同項の承認を受
けた者は、その承認を受けた日か
ら起算して二箇月以内に、省令で
定める手続に従い、その利用権の
設定に關し市町村農業委員会に裁
定を申請することが出来る。

(意見書の提出)
第二十八條 市町村農業委員会は、
前條の規定による申請があつたと
きは、省令で定める事項を公示す
るとともに、その申請に係る利用
権設定の相手方(これを通知し、
二週間を下らない期間を指定した
意見書を提出する機会を與えなけ
ればならない。

2. 市町村農業委員会は、前項の期
間経過後二箇月以内に裁定をしな
ければならない。
(裁定)
第二十九條 利用権を設定すべき旨
の裁定においては、左に掲げる事
項を定めなければならない。
一 利用権を設定すべき土地の所
在、地番、地目及び面積又は立
木の所在、樹種及び数量
二 利用権の内容
三 利用権の始期及び存続期間
四、對価
五、對価の支拂の方法
2. 前項の裁定は、同項第一号から
第三号までの事項については、申
請の範圍をこえてはならない。

第三十條 市町村農業委員会は、裁
定をしたときは、遅滞なく、省令
で定める手続に従い、その旨をそ
の裁定の申請者及び第二十八條第
一項の通知をした者に通知すると
ともに、これを公示しなければならない。
第八十五條第一項第三
号の規定による訴訟に對する裁決
によつて裁定の内容が変更された
ときもまた同様とする。

2. 利用権を設定すべき旨の裁定に
ついても前項の公示があつたとき
は、その裁定の定めるところによ
り、当事者間に協議がととのつた
ものとみなす。
3. 民法第二百七十二條但書(永小
作権の譲渡又は賃貸の禁止)及び
第六百十二條(賃借権の譲渡又は
転賃の禁止)の規定は、前項の場
合には、適用しない。
第三十一條 第二十六條から前條ま
での規定は、市町村又は農業協同
組合が耕作の事業を行う者のため
に第二十六條第一項に掲げる事項
を目的とする土地又は立木の利用
権を取得する必要があると認めた
場合に適用する。
(利用権の保護)
第三十二條 耕作の事業を行う者が
第二十六條第一項に掲げる事項を
行うことを目的とする有償の契約
については、第十八條から第二十
條まで及び第二十五條の規定を準
用する。
第四節 競売及び公売の特
例
第三十三條 民事訴訟法(明治二十
三年法律第二十九号)又は競売法
(明治三十一年法律第十五号)によ
る競売手続の開始決定があつた農
地又は採草放牧地について、競売
期日、再競売期日又は入札期日に
おいて許可すべき競売価額の申出が
ないときは、その競売を申し立て
た者は、省令で定める手続に従
い、農林大臣に對し、国がその土
地を買い取るべき旨を申し出るこ
とができる。
2. 農林大臣は、前項の申出があつ
たときは、左に掲げる場合を除い
て、次の競売期日、再競売期日又
は入札期日までに、裁判所に對
し、その土地を第十二條第一項の
政令で定めるところにより算出し
た額で買い取る旨を申し入れなけ
ればならない。
一 最低競売価額又は最低入札額
額が第十二條第一項の政令で定
めるところにより算出した額を
こえる場合
二 国が競売人となれば、その土
地の上にある留置権、先取特
権、質権又は抵当権で担保され
る債権を弁済する必要がある場
合
三、売却條件が國に不利になるよ
うに変更されている場合
3. 前項の申出があつたときは、国
は、民事訴訟法又は競売法による
最高価額買入又は最高価額入札と
なつたものとみなす。この場合の
競売価額又は入札価額は、第十二
條第一項の政令で定めるところに
より算出した額とする。
(公売の特例)
第三十四條 國稅徵收法(明治三十
年法律第二十一号)による滞納処
理

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議録第五十七号附録

分その他の法令により同法の納納処分の場合を含む。に
より公売に付された農地又は採草放牧地については買受人がない場合に、前項の規定に違反して、農林大臣が、省令で定める手続に従い、農林大臣に對し、国がその土地を第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額で買取り取るべき旨の申出をしたときは、農林大臣は、前條第二項第二号及び第三号に掲げる場合を除いて、その行政庁に對し、その土地を買取り取る旨を申し入れなければならない。
2 前項の申入があつたときは、国は、公売により買受人となつたものとみなす。
(市町村農業委員会への通知)
第三十五條 農林大臣は、第三十三條又は前條の規定により国が農地又は採草放牧地を取得したときは、市町村農業委員会に對し、その旨を通知しなければならない。
(農地、採草放牧地等の売渡の相手方)
第三十六條 国は、第九條第一項若しくは第二項若しくは第十五條第一項の規定により買収し、又は第十六條第一項の規定に基き申出により買収した農地及び採草放牧地、所管換又は所屬管を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する農地及び採草放牧地のうち農林大臣が定めるもの並びに第三十三條又は第三十四條の規定により国が取得した農地及び採草放牧地を、この節に規定する手続に従い、左に掲げる者に売り渡す。但し、第八十條の規定により売り拂ひ、又は所管換若しくは所屬管をする場合は、この限りでない。
一 その土地が小作地又は小作採草放牧地(次号に掲げるものを除く)である場合には、その土地につき現に耕作又は養畜の事業を行つてゐる者、耕作又は養畜の事業を行つてゐた者又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によつて耕作又は養畜の事業を行つてゐる者、耕作又は養畜の事業を行つてゐる者、その土地を貸し付けてゐる場合において、その貸主が耕作又は養畜の事業を行つてゐる者である場合には、直ちにその事業を行つて市町村農業委員会が認められた場合に於ては、その貸主で自作農として農業に精進する見込があるもの。
二 その土地が共同利用することゝ適当な採草放牧地である場合には、地方公共団体又は農業協同組合。
三 前二号以外の場合には、自作農として農業に精進する見込がある者で市町村農業委員会が適当と認めたもの。
2 前項の規定により売り渡すべき農地又は採草放牧地について、その農業上の利用のため第十四條第一項の規定によりあわせて買収した土地、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利(以下附帯施設という。)があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売渡を受ける者にあわせて売り渡す。
(買受の申込)
第三十七條 前條第一項の農地又は採草放牧地を買取り受けようとする者は、省令で定める買受申込書を市町村農業委員会に提出しなければならない。
(市町村農業委員会の関係書類の進達)
第三十八條 市町村農業委員会は、第三十六條第一項各号の一に該当する者から前條の買受申込書の提出があつたときは、これに基き、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に進達しなければならない。
一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
二 売り渡すべき農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
三 売り渡すべき附帯施設があるときは、土地については所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容
四 その他省令で定める事項
(売渡通知書)
第三十九條 都道府県知事は、前條の規定により進達された書類に記載されたところに従い、左に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その原本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 前條第一号から第三号までに掲げる事項。
二 売渡の期日
三 対価
四 対価の支拂の方法
五 その他必要な事項
2 前項第三号の対価は、第十二條第一項(第十四條第二項で準用する場合を含む。)の政令で定めるところにより算出した額とする。
3 第十一條第三項の規定は、第一項の場合に準用する。
(効果)
第四十條 前條の規定による売渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された売渡の期日に、その農地若しくは採草放牧地の所有権又は附帯施設である土地、立木若しくは工作物の所有権若しくは水の使用に関する権利は、その売渡の相手方に移転する。
(対価の支拂)
第四十一條 第三十六條の規定により売り渡した農地、採草放牧地及び附帯施設の対価の支拂は、支拂期間二十年(据置期間を含む。)以内、年利五分五厘の均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、その農地、採草放牧地又は附帯施設を買取り取る者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。
(対価の徴収の委任)
第四十二條 国は、政令で定めるところにより、前條の対価の徴収を市町村にさせることができる。
2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、国は、省令で定めるところにより、その責任を免除することができる。
(買戻、滞納処分等)
第四十三條 第三十六條の規定による売渡を受けた者がその指定された期日までにその対価を支拂わなかつたときは、国は、買戻状により、期限を指定してその支拂を督促しなければならない。
2 前項の督促状で指定された期限までに對価の支拂がないときは、その期限満了の日の翌日から對価の支拂の日までの日数に應じ、滞納額百円につき一日四厘の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。
3 第一項の對価及び前項の延滞金は、国税滞納処分の例により処分し、又は滞納者の居住地域若しくは財産所在地の属する市町村に對してその処分を請求することができる。
4 国が前項の規定により市町村に對して処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合は、国は、徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。
5 第四十一條の對価及び第二項の延滞金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
6 国稅徵收法第四條ノ一(繰上徴收)第四條ノ九(滞納の追徴)、第四條ノ十(公示送達)及び第九條第四項から第十項まで(延滞加算税額の徴收)の規定は、第四十一條の對価の徴収について準用する。この場合において、これらの規定

卷三

第一節 寫歌

陽明、一曰井とてさかると云

国が所有する前に譲渡する

三、

発後の利用上必要なもの

市工部局之夫役

合理的な見地から適當であると

● 1997年12月1日 水曜日

生髮湯用且宜六、即宜好具印一

第一、二卷 政治經濟學

卷一百一十五

けねはたいたし

一、關於「美、日對華經濟合作」

(買収すべき土地等の選定及び

三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

一 土地についてはその区域、

卷五十一 号附录

[illegible]

市町村農業委員会、前項の規

100

卷之三

大正意見書の提出があつたとす

て同項の其間減り後更に着込

上は諸君の文に
その二其の

第一号の表紙に

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

る公示があつたときより、その公示

及び省令で定める場合は、この限

意見書の提出があつた場合には、

三、

2

香 地 目 方 戸 町 毛 工 大 一 一

三 買収の期日

場合には、その旨

Figure 1

取特權、質權又は抵当權があると

合には、買収令書及びその謄本の

示して交付に代えることができない。

三、五、七、九

第五十一條 前條第一項第四号の

[illegible]

を無託しなすれやなむ。

一 文庫の刊行を期しなくとも

七

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

二 對価の支拂を受けるべき者を
通知することができない場合
三 差押又は仮差押により對価の
支拂の禁止を受けた場合
(効果)

第五十二條 国が買収令書に記載さ
れた買収の期日までに對価の支拂
又は供託をしたときは、その期日
に、その買収の目的となつた第四
十四條第一項第一号若しくは第三
号の土地の所有権、同項第四号の
立木若しくは工作物の所有権又は
同項第五号の権利は、国が取得
し、同項第二号の権利は、消滅す
る。

2 前項の規定により国が第四十四
條第一項第一号若しくは第三号の
土地又は同項第四号の立木若しく
は工作物の所有権を取得したとき
は、その土地、立木又は工作物に
関する所有権以外の権利は、そ
の時に消滅する。

3 前項の規定により消滅する先取
特権、質権又は抵当権を有する者
は、前條第二項若しくは第三項の
規定により供託された對価に對し
てその権利を行うことができる。
4 国が買収令書に記載された買収
の期日までに對価の支拂又は供託
をしないときは、その買収令書
は、効力を失ふ。

5 第十三條第四項の規定は、第一
項及び前項の場合に準用する。
(補償金の交付)

第五十三條 国は、前條第二項の規
定により消滅した権利(先取特
権、質権及び抵当権を除く)でそ
の土地等に係る第四十八條第一項
の公示の時に存したものをその権

利の消滅の時に有していた者に對
し、政令で定めるところにより算
出した額の補償金を交付する。
2 前項の規定による補償金の交付
の手続は、省令で定める。

(電線路敷用地の特例)

第五十四條 第五十二條第一項の規
定により国が取得した土地につき
その取得の時に公益事業令(昭和
二十五年政令第三百四十三号)に
よる電気事業者又は同令附則第三
項の規定によりなお効力を有する
旧電気事業法(昭和六年法律第六
十一号)第三十條第二項の事業を
営む者(以下「電気事業者」と總稱
する。)のために電線路の施設(電
線の支持物を除く。以下この條で
同様とする)を目的とする地役権
又は電線の支持物の設置を目的と
する地上権、賃借権若しくは使用
賃借による権利があるときは、第
五十二條第二項の規定にかかわら
ず、これらの権利は、消滅しな
い。

2 第五十二條第一項の規定により
国が取得した土地がその取得の時
に電気事業者が所有権地上権賃
借権又は使用賃借による権利に基
き電線路の施設のために供していた
ものである場合には、その取得の時
に、その電気事業者のためにその
電線路の施設を目的とし、その
土地を承役地とし、その電線路に
近接する発電所、変電所、開閉所
又は電線の支持物の用地でその電
気事業者が所有するものを要役地
とする地役権が設定されたものと
みなす。この場合において、従前
の権利に存続期間の定めがあるとき

は、地役権の存続期間は、従前の
権利の存続期間とする。

3 前項の地役権は、承役地の所有
者が工作物の設備その他電線路の
施設の妨けとなる行為をしないこ
とを内容とする。

4 第二項の規定による地役権の設
定は、その登記がなくても、その
承役地が電線路の施設の用に供さ
れている限り、その承役地の所有
権を取得した者にこれをもつて對
抗することができる。

5 第二項の規定により地役権が設
定された場合において、その設定
の時にその要役地が抵当権の目的
である工場財団、鉄道財団又は軌
道財団に属しているときは、その
地役権は、その抵当権の目的とな
るものとする。

(不用物件の收去)

第五十五條 国は、第四十四條の規
定により買収した土地又は工作物
の上にある物件の所有者又は占有
者にその物件を收去すべき旨を命
ずることが出来る。

2 前項の規定による命令は、都道
府県知事が省令で定める收去令書
をその物件の所有者又は占有者に
交付してしなければならない。

3 第一項の物件で第四十八條第一
項の規定による公示の時にその土
地又は工作物の上にあつたものの
所有者は、前項の規定による收去
令書の交付があつた場合において
て、收去後その物件を従来用いた
目的に供することが著しく困難と
なるときは、省令で定める手続に
従ひ、国に對し、その買収を請求
することが出来る。

4 第五十條から第五十三條まで
の規定は、前項の規定による請
求があつた場合に準用する。この
場合において、第五十條第一項中
「第四十八條第四項の期間が満了
したとき」の期間内に同項の規定
による意見書の提出があつた場合
には、同條第五項の規定による諮
問に對し、都道府県開拓審議会から
国が買収することが適当である旨
の答申があつたときは、たとへ
るは「第五十五條第三項の規定に
よる請求があつたときは」と読み
替へるものとする。

5 国は、第一項の物件で第四十八
條第一項の規定による公示の時に
その土地又は工作物の上にあつた
ものの所有者又は占有者が同項の
規定による命令に基き收去によつ
て損失を受けた場合には、省令で
定める手続に従ひ、その者に對し、
通常生ずべき損失を補償する。
(漁業権の消滅等)

第五十六條 国は、自作農を創設
するため必要があり、且つ、国土資
源の利用に關する総合的な見地か
ら適當と認められるときは、漁業
権若しくは入漁権を消滅させ、又
は公有水面の埋立をする権利を買
収することが出来る。

2 前項の規定により権利を消滅さ
せ、又は買収するには、都道府県
知事は、その適否について都道府
県開拓審議会の意見を聞かなけれ
ばならない。

3 第五十條及び第五十一條の規定
は、前項の規定による諮問に對し
て、権利を消滅させ、又は買収するこ
とが適當である旨の答申があつた
場合に準用する。この場合におい
て、漁業権又は入漁権について
は、これらの規定中「買収」とある
のは「権利消滅通知書」と「對
価」とあるのは「補償金」(第五十條
第一項第四号及び第五十一條第一
項にあつては「補償金額」と読み
替へるものとする。

4 国が権利消滅通知書に記載され
た漁業権又は入漁権の消滅の期日
までに補償金の支拂又は供託をし
たときは、その期日に、その漁業
権(その上にある先取特権及び抵
当権を含む)又は入漁権は、消滅
する。

5 前項の規定により消滅する先取
特権又は抵当権を有する者は、第
三項で準用する第五十一條第二項
又は第三項の規定により供託され
た補償金に對してその権利を行う
ことができる。

6 国が買収令書に記載された公有
水面の埋立をする権利の買収の期
日までに對価の支拂又は供託をし
たときは、その期日に、その権利
は、国が取得する。

7 国が権利消滅通知書又は買収令
書に記載された権利消滅の期日又
は買収の期日までに補償金又は對
価の支拂又は供託をしないとき
は、その権利消滅通知書又は買収
令書は、効力を失ふ。

8 第十三條第四項の規定は、第四
項及び前二項の場合に準用する。
(使用)
第五十七條 国は、自作農の創設又
はその經營の安定を目的とする農
地の造成のための建設工事をする

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議録第五十七号附録

場合において、事務所、作業所、飯場、軌道等の用地として使用するに必要となる土地又は井戸、えん堤等の施設で他の土地又は施設をもつて代えることが著しく困難なものがその附近にあるときは、これを使用することができ、

2 前項の規定により土地又は施設を使用するには、都道府県知事は、その適否について都道府県開拓審議会の意見を問かなければならない。

3 第五十條第一項、第三項及び第四項並びに第五十一條第三項の規定は、前項の規定による諸問に対し土地又は施設を使用することが適當である旨の客申があつた場合に準用する。この場合において、第五十條中「買収令書」とあるのは「使用令書」と、同條第二項中「買収の期日」とあるのは「使用権の内容、使用開始の期日及び使用期間」と、読み替へるものとす。

4 使用の対価は、近傍類似の土地又は施設の地代、借賃等を考慮した相当額とする。

5 都道府県知事は第三項で準用する第五十條の規定により使用令書を交付したときは、その使用開始の期日に、その土地又は施設の使用権を固く取得し、その土地又は施設に関する所有権その他の権利は、その使用権の行使の妨げとなる範圍で使用する期間その行使を停止される。

6 国は、前項の土地又は施設に関する所有権以外の権利を有する者が同項の規定による権利の行使の

停止によつて損失を受ける場合には、省令で定めるところにより、その者に對し、通常生ずべき損失を補償する。

(被使用者の買収請求)

第五十八條 前條の規定による土地若しくは施設の使用が三年以上わたるとき又はその使用によつてその土地若しくは施設を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地又は施設の所有者は、省令で定める手続に従ひ、国に對し、その買収を請求することができる。

2 第五十條から第五十五條までの規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

(代地の買収)

第五十九條 国は、第四十四條第一項の規定により同項第一号に掲げる土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の當時のその土地の所有者に對し、その土地に代るべき土地として売り渡すために必要な近傍の土地(その土地の上にある立木を含む)を買収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により買収することを相当とする土地があるとき、省令で定めるところにより、その土地を調査しなければならない。

3 第四十七條から第四十九條までの規定は、前項の規定による調査をした場合に準用する。

4 都道府県知事は、前項で準用する第四十八條第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規

定による意見書の提出があつた場合には、同條第五項の規定による諸問に對し都道府県開拓審議會から固く買収することが適當である旨の客申があつたときは、その土地を買収することについて、農林大臣に對し、その承認を申請しなければならない。

5 第五十條から第五十五條までの規定は、前項の承認があつた場合に準用する。

(承継人に対する効)

第六十條 第五十條(第五十五條第四項、第五十六條第三項、第五十七條第三項、第五十八條第二項又は前條第五項で準用する場合を含む)の規定による買収令書、権利消滅通知書又は使用令書の交付及び第五十五條第二項(第五十八條第二項又は前條第五項で準用する場合を含む)の規定による収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してその効力を有する。

第二節 売渡

(売り渡すべき土地等)

第六十一條 国は、左に掲げるものを次條から第六十七條までに規定する手続に従ひ、売り渡すことができる。

一 第四十四條第一項の規定により買収した土地等

二 第五十八條第一項の規定に基き請求により買収した土地又は施設

三 第六十二條の規定により買収した土地等

四 所管換又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する土地等

五 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により農林大臣が造成した埋立地(土地配分計画)

第六十二條 前條の規定による土地等の売渡は、土地配分計画に基いて行ふものとする。

2 前項の土地配分計画は、政令で定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事が地区ごとに作成する。

3 前項の規定により土地配分計画を作成した地区については、都道府県知事(政令で定める地区については、農林大臣)は、その所在、予定売渡口数及び予定売渡面積を公示しなければならない。

(買受予約申込書の提出)

第六十三條 前條第三項の規定による公示があつた地区内の第六十一條に掲げる土地等を買ひ受けようとする者は、省令で定める買受予約申込書をその者の住所の所在地を管轄する市町村長を經由して、その土地等の属する地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の買受予約申込書は、前條第三項の規定による公示の日から起算して三十日以内に前項の市町村長に到達するように提出しなければならない。

(売渡予約書の交付)

第六十四條 都道府県知事は、前條の規定により買受予約申込書の提出をした者で自作農として農業に精進する見込のあるもののうちから都道府県開拓審議会の意見を聞いて適當と認められる者を選定

し、その者に省令で定める売渡予約書を交付する。但し、その地区内で農業を営む者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前條の規定により買受予約申込書の提出があつた場合において、都道府県知事が都道府県開拓審議会の意見を聞いてその者に売り渡すことを相当と認めたときは、これらの者に對しても売渡予約書を交付することができる。

(買受の申込)

第六十五條 前條の規定による売渡予約書の交付を受けた者は、省令で定めるところにより、その土地等の属する市町村の区域に設置された市町村農業委員会に買受申込書を提出しなければならない。

(市町村農業委員会の関係書類の進達)

第六十六條 市町村農業委員会は、前條の規定による買受申込書の提出があつたときは、その者に売り渡すべき土地等を定め、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に進達しなければならない。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所

二 売り渡すべき土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容

三 その他省令で定める事項

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

(売渡通知書)

第六十七條 都道府県知事は、前條の規定により進達された書類に記載されたことに従い、左に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その謄本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 前條第一号及び第二号に掲げる事項

二 その土地等の用途

三 売渡の期日

四 対価

五 対価の支拂の方法

六 その地区における農地とすべき土地の開墾を完了すべき時期

七 その他必要な事項

2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第四十條から第四十三條までの規定は、第一項の規定による売渡について準用する。

(一時使用)

第六十八條 第六十四條の規定による売渡予約書の交付を受けた者が、省令で定める手続に従い、都道府県知事に第六十一條に掲げる土地等の使用の申込をした場合において、都道府県知事がこれを相当と認めたときは、国は、同條の規定による売渡をするまでの間、その土地等を都道府県知事が定める条件でその者に使用させることができる。

2 前項の規定による土地等の使用は、建築物を除き、無償とする。但し、その使用に係る土地がその近傍の農地と同程度の生産をあげる

ことができるものと認められる場合は、この限りでない。

3 第四十三條の規定は、第一項の規定による使用の対価の徴収について準用する。

(代地の売渡)

第六十九條 第五十九條の規定により買収した土地（その土地の上にある立木を含む。）の同條に掲げる者への売渡は、都道府県知事がその者に左に掲げる事項を記載した売渡通知書を交付して行う。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所

二 売り渡すべき土地の面積及び所在の場所並びに売り渡すべき立木がある場合には、その樹種及び数量

三 売渡の期日

四 対価

五 対価の支拂の方法

六 その他必要な事項

2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第一項の規定により売り渡した土地及び立木の対価の支拂は、一時的の方法によるものとする。

4 第四十條、第四十二條及び第四十三條の規定は、第一項の売渡について準用する。

第七十條 国は、第四十四條の規定により土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の當時のその土地の所有者に対し、所管換又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する土地（その土地の上にある立木を含む。）を買収した土地に代るべき土地として売り渡すことができる。

2 前條の規定は、前項の規定による売渡について準用する。

(売渡後の検査)

第七十一條 都道府県知事は、第六十一條の規定により売り渡した土地等につき第六十七條第一項第六号の時期到来後、遅滞なく、その状況を検査しなければならない。

(売り渡した土地等の買戻)

第七十二條 国は、第六十一條の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収することができる。但し、第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。

一 前條の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが明らかとなつた場合

二 前條の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなつた場合

三 前條の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合

2 前項の規定による買収は、都道府県知事がその者に對し、左に掲げる事項を記載した買収令書を交付して行う。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所

二 土地についてはその所在、地

賣すことができる。

2 前條の規定は、前項の規定による売渡について準用する。

(売渡後の検査)

第七十一條 都道府県知事は、第六十一條の規定により売り渡した土地等につき第六十七條第一項第六号の時期到来後、遅滞なく、その状況を検査しなければならない。

(売り渡した土地等の買戻)

第七十二條 国は、第六十一條の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収することができる。但し、第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。

一 前條の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが明らかとなつた場合

二 前條の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなつた場合

三 前條の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合

2 前項の規定による買収は、都道府県知事がその者に對し、左に掲げる事項を記載した買収令書を交付して行う。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所

二 土地についてはその所在、地

香、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買収の期日

四 対価

五 対価の支拂の方法（第四項で準用する第五十一條第二項の規定により対価を供託する場合に

は、その旨）

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一條の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

4 第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十五條までの規定は、第一項の規定による買収について準用する。

(売り渡した土地等の処分の制限)

第七十三條 第六十一條の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合は、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 土地収用法その他の法律によつてその土地等が収用され、又は使用される場合

二 遺産の分割によつてこれらの権利が取得される場合

三 その他省令で定める場合

香、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買収の期日

四 対価

五 対価の支拂の方法（第四項で準用する第五十一條第二項の規定により対価を供託する場合に

は、その旨）

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一條の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

4 第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十五條までの規定は、第一項の規定による買収について準用する。

(売り渡した土地等の処分の制限)

第七十三條 第六十一條の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合は、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 土地収用法その他の法律によつてその土地等が収用され、又は使用される場合

二 遺産の分割によつてこれらの権利が取得される場合

三 その他省令で定める場合

2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。

3 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

(農地及び採草放牧地に関する規定の適用除外)

第七十四條 第六十一條の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、第二章第一節（第四條の規定を除く。）及び第二節の規定は、適用しない。

(開墾に関する制限規定の適用除外)

第七十五條 第四十四條第一項の規定により買収した土地、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するため農林大臣が所管換又は所屬替を受けた土地及び公有水面埋立法により農林大臣が造成した埋立地の開墾その他開墾のためにする行為（これらの土地の売渡後の行為を含む。）については、他の法令中政令で定める制限又は禁止の規定は、適用しない。

第四章 雑則

(登記の特例)

第七十六條 国がこの法律により買収又は売渡をする場合の登記については、政令で特例を定めることができる。

(土地台帳法の適用の特例)

第七十七條 国が第九條、第十四條、第十五條又は第十六條の規定により買収した土地については、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）第四十四條（国有地の適用

和方藥下(其方)村邊(其方)全

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議録第五十七号附録

び土地台帳の地籍がない場合には、実測に基づき、市町村農業委員会(第三章の適用については、都道府県知事)が認定したところによる。

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第八十七條 第八條の規定による公示又は第九條若しくは第十五條の規定による買収をする場合において、その公示又は買収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、都道府県知事は、旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)に基き、耕地整理、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第十二條第二項で準用する旧耕地整理法の規定による土地区劃整理又は土地改良法に基き、土地改良事業に係る規約によつて、換地処分発効前に従前の土地に代えて使用又は収益をすることができるとして指定された土地又はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分を目録、地籍、土性等を考慮して指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、その指定の内容を遅滞なく市町村農業委員会に通知しなければならない。

(公示の方法)

第八十八條 この法律により都道府県知事がする公示は、都道府県の條例の告示と同一の方法により行うものとし、市町村農業委員会がする公示は、市町村農業委員会の事務所に掲示して行うものとする。

(代行)

第八十九條 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるとき、この法律により都道府県知事の権限に属させた事項を都道府県知事に処理させることができる。

2 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるとき、この法律により都道府県知事の権限に属させた事項を都道府県知事に処理させることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により処理を命じたとき又は前項の規定によりみずから処理するとき、その旨を告示しなければならない。

(市町村農業委員会に関する特例)

第九十條 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二條第一項但書の規定により、市町村農業委員会が置かれたい市町村については、この法律の適用については、この法律中「市町村農業委員会」とあるのは、「市町村」と読み替へるものとする。

2 農業委員会法第二條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれている市町村については、この法律の適用については、この法律中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農業委員会の区域」と読み替へるものとする。

(特別区等の特例)

第九十一條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五條第二項(区を設ける市)の市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

第五章 罰則

第九十二條 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項、第二十條第一項(第三十二條で準用する場合を含む)、第三十三條又は第七十三條第二項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第九十三條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に処する。

一 第四十九條の規定に違反した者。

二 第八十二條第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避し、若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がそのバノ又は人の業務又は財産に關し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務又は財産に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内で政令で定める。

別表

都道府県名	第三條第二項第三号の面積	第三條第二項第四号の面積	第六條第一項第二号の面積	第六條第一項第二号の面積
北海道	一一・〇	一一・〇	四・〇	一・〇
青森	四五	一一・八	一・五	
岩手	三四	一三・九	一・一	
宮城	三九	六三	一・四	
秋田	四・三	一四・〇	一・四	
山形	四・〇	六六	一・三	
福島	三四	八四	一・一	
茨城	三七	四三	一・一	
栃木	三九	四九	一・二	
群馬	二七	四四	〇・九	
埼玉	二七	三三	〇・九	
千葉	三六	三九	一・一	
東京	二二	二五	〇・七	
神奈川	二二	二六	〇・七	
新潟	三〇	四二	一・〇	
富山	三〇	四〇	一・〇	
石川	二七	三〇	〇・八	
福井	二七	三〇	〇・九	
山梨	二二	三三	〇・七	
長野	二六	五〇	〇・八	
岐阜	二〇	五七	〇・六	
静岡	二二	二六	〇・七	
愛知	二二	二七	〇・七	
三重	二二	二七	〇・七	

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議録第五十七号附録

農地法案に対する修正案
農地法案の一部を次のように修正する。

第四條第二項中「前項」を「第二項」

滋賀	二・四	三・〇	〇・七
京都	二・〇	二・五	〇・六
大阪	一・九	二・二	〇・六
兵庫	一・八	三・一	〇・六
奈良	一・八	二・三	〇・六
和歌山	一・九	二・三	〇・六
鳥取	二・三	六・六	〇・八
島根	二・二	五・七	〇・七
岡山	二・〇	五・七	〇・七
広島	一・六	三・八	〇・五
山口	二・二	三・三	〇・七
徳島	二・一	二・九	〇・六
香川	二・〇	二・三	〇・六
愛媛	二・二	二・五	〇・七
高知	一・九	二・八	〇・七
福岡	二・五	三・一	〇・八
佐賀	三・〇	四・五	〇・九
長崎	二・一	三・一	〇・七
熊本	三・一	七・〇	一・〇
大分	二・一	六・四	〇・六
宮崎	二・七	五・〇	〇・九
鹿児島	二・〇	三・五	〇・七

に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事が、前項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業委員会

の意見を聞かなければならない。
第五條第二項中「第四項」の下に「並びに前條第三項」を加える。

第三條第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事が、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。

農地法施行法案

農地法施行法

(農地調整法等の廃止)

第一條 左に掲げる法令は、廃止する。

一 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)

二 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)

三 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)

(措置法による買収等の経過規定)

第二條 左に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件で農地法昭和二十七年法律第 号の施行の時までに買収又は使用の効力が生じていないものは、なお従前の例により買収し、又は使用するものとする。

一 旧自作農創設特別措置法以下(措置法)という。(第六條第五項の規定による公告があつた農地買収計画に係る農地)

二 措置法第十五條第三項で準用する同法第六條第五項の規定に

よる公告があつた買収計画に係る農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物

三 措置法第三十一條第四項同法第三十八條第二項で準用する場合を含む。)の規定による公告があつた未墾地買収計画に係る土地、権利、立木又は建物その他の工作物

四 措置法第三十七條第二項で準用する同法第三十一條第四項の規定による公告があつた買収計画に係る土地(その土地の上に

ある立木を含む。)

五 措置法第四十條の第四項の規定による公告があつた牧野買収計画に係る採草放牧地、立木、建物その他の工作物又は権利

2 農地法の施行前に措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第三項、第三十六條第一項、第三十七條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件及び前項の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収又は使用に関する効果、対価又は報償金の支拂、損失の補償、異議の申立、訴訟、登記、土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の適用等については、なお従前の例による。

3 農地法の施行前に措置法第二十三條の規定により交換された農地及び農地法の施行前に措置法第二十八條(同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項で準用する場

合を含む。)の規定により政府が買収した土地、立木又は建物の登記及び土地台帳法の適用については、なお従前の例による。

(措置法による売渡の経過規定)

第三條 農地法の施行前に措置法第二十條(同法第二十八條第四項若しくは第五項又は第四十一條第二項で準用する場合を含む。)の規定による売渡通知書の交付があつた土地、権利又は立木、工作物その他の物件の売渡に関する効果、損失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等については、なお従前の例による。

2 農地法の施行の際現に措置法第二十九條第一項の規定による農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物として国が所有しているもの及び前條第一項第二号の規定により国が買収した農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物は、なお従前の例により売渡すものとし、その売渡に関する効果、損失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等についても、また従前の例による。

(譲渡令による譲渡の経過規定)

第四條 農地法の施行前に旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(以下「譲渡令」という。)

第二條第一項の規定による譲渡令書の交付があつた土地物件又は権利の譲渡に関する効果及びその譲渡に伴、同令第三條第三項の支拂金の徴収、訴訟、登記、土地台帳

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

法の適用等については、なお従前の例による。

(国有農地、採草放牧地等の管理)

第五條 農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理している農地及び採草放牧地(第三條、次項及び次條に規定するものを除く)並びに第二條第一項第一号若しくは第五号又は前條の規定により國が取得した農地及び採草放牧地は、農地法第二章第五節及び第四章の規定の適用については、國が同法第九條の規定により買収したものとみなす。

2 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの及び第二條第一項第五号の規定により國が取得した立木、建物その他の工作物又は権利は、農地法第二章第五節及び第四章の規定の適用については、國が同法第九條の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第四十條の二第六項の規定により買収した立木、建物その他の工作物、農薬用施設又は水の使用に関する権利(第三條第一項及び次條第一項第三号に規定するものを除く)。

二 措置法第四十一條第一項第二号の規定による決定があつた立木、建物その他の工作物、農薬用施設又は水の使用に関する権利(第三條第一項に規定するものを除く)。

2 左に掲げる土地(その土地の上にある立木を含む。以下この項で

(国有未墾地等の管理及び採草)

第六條 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの、第二條第一項第三号の規定により國が取得した土地、権利、立木又は建物その他の工作物及び第四條の規定により國が取得した土地物件(農地及び採草放牧地を除く)又は権利は、農地法第五十五條、第五十九條、第三章第二節及び第四章の規定の適用については、國が同法第四十四條第一項の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十條第一項、第三十三條第二項(同法第四十條の五第一項で準用する場合を含む)又は同法第三十六條の規定により買収した土地、権利又は立木、工作物その他の物件。

二 措置法第四十條の二第二項の規定により買収した採草放牧地で同法第四十條の六第一項の規定による指定があつたもの。

三 措置法第四十條の二第六項の規定により買収した立木、建物その他の工作物、農薬用施設又は水の使用に関する権利で前号の採草放牧地に係るもの。

四 第一号又は第二号に掲げる土地で措置法第四十一條第四項で準用する同法第二十八條の規定により國が買収した土地物件。

同様とする)で農地法の施行の際農林大臣が措置法第四十六條第一項の規定により現に管理しているもの及び第二條第一項第四号の規定により國が買収した土地は、農地法第六十九條及び第七十八條の規定の適用については、同法第五十九條の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十七條第一項の規定により買収した土地。

二 措置法第四十一條の三第一項の規定により売り渡すべきものと決定された土地。

(農林市町村の指定地域における小作地の所有)

第七條 農地法の施行の際、措置法第三十條第一項第一号の規定に基づき、その住所のある市町村の区域に連するものとして、隣接する市町村の区域内で指定されている地域において現に小作地を所有している者は、その小作地のうち農地法第六條第一項第一号に規定する面積からその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積を差し引いた面積をこえないものを、同項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができ

(措置法による指定の効力)

2 農地法の施行の際現に措置法第五條第四号の規定による都道府県知事の指定を受けている区域内にある小作地は、農地法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

3 農地法の施行の際現に措置法第五條第五号の規定による指定を受けている小作地は、農地法の施行の日から一年を限り、同法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

(調整法により定められた小作料の額の制限)

第九條 農地法の施行の際現に農地につき旧農地調整法(以下「調整法」といふ)第九條第五第一項の規定により定められている小作料の額(その農地につき同法第九條第三項第一項但書の規定により農道府県知事の許可を受けた小作料の額があるときは、その額)は、農地法第二十一條の規定によりその農地について小作料の最高額の決定及び公示があるまでは、同條第一項の規定により定められ、同條第二項の規定による公示があつた額とみなす。

(調整法による処分に対する訴願)

第十條 農地法の施行前に調整法によつてした市町村農業委員会の処分に対する訴願については、第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(未墾地の一時使用)

第十一條 農地法の施行の際現に措置法第四十條の二の規定による使用をしている者は、農地法第六十四條の規定により充てられ

交付を受け、同法第六十八條の規定によりその土地等の使用をしてい

第十二條 農地法の施行前に措置法第四十一條第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同條第四項で準用する同法第二十八條の規定により売り渡した土地、権利又は立木、工作物その他の物件(採草放牧地にあつては、同法第四十條の六第一項の規定により指定されたものに限る。以下この條で同様とする)及び第三條に規定する土地、権利又は立木、工作物その他の物件は、農地法第七十一條から第七十四條までの規定の適用については、同法第六十一條の規定により売り渡したものとみなす。この場合において、同法第七十一條中「第六十七條第一項第六号の時期到来後」とあるのは「旧自作農創設特別措置法第四十一條第二項で準用する同法第二十條第一項の充渡通知書に記載された充渡の時期から起算して五年を経過した後」と、同法第七十二條第一項但書「第七十三條第一項及び第七十四條中「第六十七條第一項第六号の時期到来後三年」とあるのは「充渡の時期から起算して八年」と読み替へるものとす。

(措置法等による処分等の効力)

第十四條 第二條から前條までに規定するものを除く外、農地法の施行前に措置法の調整法、調整令又はこれらに法令に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、農地法又は同法に基く命

令中にこれに相当する規定があるときは、これらの規定によつてしたものとみなす。

(支拂金の徴収)

第十四條 措置法第十六條(同法第二十九條第二項で準用する場合を含む)、同法第二十八條(同法第二十九條第二項又は第四十一條第四項で準用する場合を含む)若しくは同法第四十一條第一項第一号若しくは第二号の規定による土地の布渡又は第三條に規定する土地の布渡を受けた者又はその一般承継人がその布渡を受けた日から十年を経過しない間にその土地を譲渡したときは、その者は、政令で定める場合を除き、その譲渡の日から起算して一箇月以内に左に掲げる算式により算出された額を国に支拂わなければならない。この場合において、算式中Pは農地法第十二條第一項(同法第十四條第二項で準用する場合を含む)又は同法第五十一條第一項の規定による政令で定めるところにより算出した額、P'は措置法による布渡の対価、nは布渡を受けた日から譲渡の日までの経過年数(一年に満たない端数は、一年とする)とする。

第十五條 土地改良法の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第四十一條の二第一項を(農地法(昭和二十七年法律第六号)第六十八條第一項に改める。

第六十五條中「農地調整法及び(農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)を農地法に改める。

第八十七條第七項中「自作農創設特別措置法第四十一條第一項」を「農地法第六十八條第一項」に改める。

第六十條 農地の所有権の交換分合により所有者が失ふべき土地が農地法第三條第二項第六号に規定する土地であるときは、その交換分合によりその所有者が取得すべき土地でこれと地目、地積その他の條件が近似するものをその失ふべき土地に代るべきものとして交換分合計額で定めなければならない。

2 前項の場合において、その交換分合計額の定めるところによりこれらの土地について所有権の移転があつたときは、同項及び農地法第三條第二項第六号の規定の適用については、前項の規定により同号に規定する土地に代るべきものとして定められた土地を同号に規定する土地とみなす。

(土地改良法の改正に伴う経過規定)

第十六條 前條の規定による改正前の土地改良法第四十條第三項(同法第四十一條で準用する場合を含む)の規定により指定された土地は、改正後の同法第四十條第一項(同法第四十一條で準用する場合を含む)及び農地法第三條第二項第六号の規定の適用については、同号に規定する土地とみなす。

(農地法による買収の制度)

第二十三條 造林計画に係る伐採跡地等及び造林地については、農地法第四十四條又は第五十九條の規定による買収をすることとすべきでない。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第十九條 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中第十六号を第十七号とし、第十六号として次の一号を加える。

十六 農地法(昭和二十七年法律第六号)第八十五條第二項の規定による異議を申立てること。

第二十五條第二項中「森林法第九十九條第三項の下に又は農地法第八十五條第二項を加える。

第四十五條中「農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)」を削る。

(自作農創設特別措置法特別会計法の一部改正)

第二十條 自作農創設特別措置法特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十号)第三條第三項の規定による政府に対する支拂金」を「農地法施行法(昭和二十七年法律第六号)第十四條の規定による政府に対する支拂金」に、「自作農創設特別措置法に基いて発行する証券を(自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)に基いて発行した証券)に改める。

(登録税法の一部改正)

第二十一條 登録税法(明治二十九年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第九号ノ四但書中「第八号乃至第九号ノ四」を「第八号、第九号」に改め、同條中第八号ノ二から第九号ノ四までを次のように改める。

九 農地法第三十六條、第六十條、第六十六條ノ規定ニ依リ國ヨリ布渡ヲ受ケタル土地ノ所有權ノ取得ノ登記

第十二 農林大臣ノ定ムル自作農創設維持資金貸付事業ヲ行フ者ガ其ノ事業ノ為ニ取得スル抵当權ノ取得ノ登記

第三 第一項に規定する布渡を受けた土地について土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地の所有権の交換分合が行われた

昭和二十七年六月十九日 衆議院会議録第五十七号附録

一五

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

(登録法の改正に伴う経過規定)
第二十二條 前條の規定による改正前の登録法第十九條但書、同條第八号ノ二から第九号ノ四まで及び第十二号の規定並びに同條に基く命令の規定は、これらの号に掲げる登記であつて、この法律の施行前における行為を登記原因とするものについては、この法律の施行後もなおその効力を有する。

(罰則の適用)

第二十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この法律は、陸地法の施行の日から施行する。

航空法案

航空法

目次

- 第一章 總則 (第一條—第二條)
- 第二章 登録 (第三條—第九條)
- 第三章 航空機の安全性 (第十條—第二十一條)
- 第四章 航空従事者 (第二十二條—第三十六條)
- 第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設 (第三十七條—第五十六條)
- 第六章 航空機の運航 (第五十七條—第九十九條)

第七章 航空運送事業等 (第一百條—第一百五十五條)

第八章 外国航空機 (第一百二十六條—第一百三十一條)

第九章 總則 (第一百三十二條—第一百三十七條)

第十章 罰則 (第一百三十八條—第一百六十二條)

附 則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、国際民間航空條約の規定並びに同條約の附屬書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全を図るための方法を定め、及び航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もつて航空の発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することが出来る飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他法令で定める航空の用に供することが出来る機器をいう。

2 この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航(航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む、航空機の操縦の練習を除く)及び整備又は改造をした航空機について行う第九十九條に規定する諸事をいう。

3 この法律において「航空従事者」とは、第二十二條第一項の航空従事者技能証明を受けた者をいう。

4 この法律において「航空保安施設」とは、電波、燈光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向つて行う航空機の離陸(離水を含む。以下同じ)又は着陸(着水を含む。以下同じ)の用に供するため設けられる飛行場内の矩形部分をいう。

6 この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートルの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル(計器飛行の用に供する着陸帯にあつては六百メートル)の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

7 この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ運輸省令で定める角度を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

8 この法律において「水平表面」とは、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として運輸省令で定める長さの半徑で描いた四角で囲まれた部分をいう。

9 この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺に接続し、外側上方に水平面に対し七分の一の角度を有する平面であつて、水平表面との交線に至るまでのものをいう。

10 この法律において「航空燈火」とは、燈光により航空機の航行を援助するための航空保安施設で、運輸省令で定めるものをいう。

11 この法律において「航空交通管制区」とは、航空路における地表又は水面から二百メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために航空庁長官が指定するものをいう。

12 この法律において「航空交通管制圏」とは、公共の用に供する飛行場及びその附近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために航空庁長官が指定するものをいう。

13 この法律において「有視界飛行状態」とは、視程及び雲の状況を考慮して運輸省令で定める視界上良好な気象状態をいう。

14 この法律において「計器飛行状態」とは、有視界飛行状態以外の気象状態をいう。

15 この法律において「計器飛行」とは、航空機外の物象を見て、これに依存することなく、計器にのみ依存して行う飛行をいう。

16 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

17 この法律において「定期航空運送事業」とは、一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。

18 この法律において「不定期航空運送事業」とは、定期航空運送事業以外の航空運送事業をいう。

19 この法律において「航空機使用事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業をいう。

第二章 登録

(登録の取得)

第三條 航空機は、この章で定めるところにより航空庁長官の行う登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

(登録の要件)

第四條 左の各号の一に該当する者が所有する航空機は、これを登録することができない。
一 日本に国籍を有しない人

二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体

四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員のお三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2 外国の国籍を有する航空機は、これを登録することができない。

(登録事項)

第五條 登録は、航空機の所有者の申請により航空機登録簿に左に掲げる事項を記載し、且つ、登録記号を定め、これを航空機登録簿に記載することによつて行ふ。

一 航空機の型式

二 航空機の製造者

三 航空機の番号

四 航空機の定置場

五 所有者の氏名又は名称及び住所

六 登録の年月日及び登録番号

(登録証明書の交付)

第六條 航空厅长官は、登録をしたときは、申請者に対し、航空機登録証明書を交付しなければならぬ。

(登録の変更)

第七條 登録を受けた航空機(以下

「登録航空機」という)につき第五條第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、次條第一項の規定により登録のまつ消を申請しなければならない場合を除くの外、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に航空厅长官にその旨を届け出なければならない。

2 航空厅长官は、前項の届出があつたときは、航空機登録簿にその変更に係る事項を記載しなければならない。

(登録のまつ消)

第八條 登録航空機の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、登録のまつ消を申請しなければならない。

一 登録航空機が滅失し、又は登録航空機の解体(修繕、改造、廢送又は保管のためにする解体を除く)をしたとき。

二 登録航空機の存在が三箇月以上不明になつたとき。

三 登録航空機が第四條の規定により登録することができないものとなつたとき。

2 前項の場合において、登録航空機の所有者が登録のまつ消を申請しないときは、航空厅长官は、その定める七日以上の期間内におい

て、これをなすべきことを報告しなければならない。

3 航空厅长官は、前項の報告をした場合において、登録航空機の所有者が正当な理由がないのに登録のまつ消を申請しないときは、登録をまつ消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

(命令への委任)

第九條 航空機登録簿の記載、登録の申請の手續、航空機登録証明書の様式並びに交付、再交付及び返納その他の登録に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

第三章 航空機の安全性

(航空証明)

第十條 航空厅长官は、申請により、航空機について航空証明を行ふ。

2 前項の航空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。

3 航空証明は、その航空機の用途、速度、最大離陸重量、最大着陸重量、重心位置及び発動機運用限界を指定して行ふ。

4 航空厅长官は、第一項の申請があつたときは、当該航空機の強度、構造及び性能が、運輸省令で定める安全性を確保するための技術上の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認める

ときは、航空証明をしなければならない。但し、第十二條第一項の型式証明を受けた型式の航空機又は輸入した航空機その他の政令で定める航空機にあつては、設計又は生産過程について検査の一部を行わないことができる。

5 航空証明は、申請者に航空証明書を交付することによつて行ふ。

6 第四項の検査のうち、製造過程について行ふものは、航空厅长官が当該航空機の製造を行う工場に従業者であつて政令で定めるもの又は通商産業大臣が運輸大臣に協議して指定する通商産業省の職員に行わせるものとする。

7 航空厅长官は、前項の検査について当該通商産業省の職員を指揮監督することができる。

第十一條 航空機は、前條第一項の航空証明を受けたものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため航空厅长官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(型式証明)

第十二條 航空厅长官は、申請により、航空機の型式の設計について型式証明を行ふ。

2 航空厅长官は、前項の申請があつたときは、その申請に係る型式の航空機がその強度、構造及び性能について第十條第四項の基準に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行ふ。

4 航空厅长官は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ通商産業大臣の意見をきかなければならない。

第十三條 型式証明を受けた者は、当該型式の航空機の設計の変更をしようとするときは、航空厅长官の承認を受けなければならない。第十條第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた型式の航空機が同項の基準に適合しなくなつたときも同様である。

2 航空厅长官は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第十條第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

3 前條第四項の規定は、航空厅长官が前項の承認をしようとする場合に準用する。

(航空証明の有効期間)

第十四條 航空証明の有効期間は、十年(運輸省令で總飛行時間について定める型式の航空機にあつては、一年を経過する時又は当該総飛行時間の飛行を行つた時までのうちいずれか先に到達する時までの期間)とする。

2 航空厅长官は、第十條第四項の検査の結果、当該航空機が前項の期間を経過しない前に第十條第四項の基準に適合しなくなるおそれ

(航空機に乗り組んで行うその機体及び発動機の取扱を含む。以下同じ)を行つた者及び航空厅长官の許可を受けて、試験飛行等のため新しい種類、等級又は型式の航空機に乗り組んでその運転を行う者については、適用しない。

(試験の実施)

第二十九條 航空厅长官は、技能証明を行う場合には、申請者が、その申請に係る資格の技能証明を有する航空従事者として、航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するため、試験を行わなければならない。

2 試験は、学科試験及び実地試験とする。

3 学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

4 航空厅长官は、外国政府の授與した航空業務の技能に係る資格証書を有する者について技能証明を行う場合には、前三項の規定にかかわらず、運輸省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を行わないことができる。

(技能証明の取消等)
第三十條 航空厅长官は、航空従事者が左の各号の一に該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

2 航空厅长官は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が與えられなければならない。

(航空機乗組員免許)
第三十一條 第二十二條第二項の航空機乗組員免許は、第二十四條に掲げる資格(一等航空整備士、二等航空整備士、三等航空整備士及び航空工場整備士の資格を除く)別に、
2 航空機乗組員免許は、申請者に航空免状を交付することによつて行つた。

第三十二條 航空厅长官は、航空機乗組員免許の申請があつた場合には、申請者が前條第一項の資格別に運輸省令で定める身体検査基準に適合するかどうかを審査し、これに適合する者については、航空機乗組員免許をしなければならない。

第三十三條 航空機乗組員免許の有効期間は、定期選考用操縦士及び上級事業用操縦士の資格に係るものに於ては六個月、その他の資格に係るものに於ては一年とする。

(計器飛行証明及び操縦教育証明)
第三十四條 事業用操縦士又は自家用操縦士の資格について技能証明を受けた者は、計器飛行の技能について航空厅长官の行う計器飛行証明を受けなければ、運輸省令

で定める航空機以外の航空機の計器飛行を行つてはならない。

2 航空機の操縦の教育の技能について、航空厅长官の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、定期選考用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格に係る技能証明を有しない者に対し、運輸省令で定める航空機の操縦の教育を行つてはならない。

3 第二十六條第一項、第二十七條、第二十九條及び第三十條の規定は、前二項の計器飛行証明又は操縦教育証明について準用する。

(航空機の操縦練習)

第三十五條 第二十八條の規定にかかわらず、航空厅长官の許可を受けた者は、技能証明及び航空機乗組員免許を受けなくても航空機の操縦の練習のために航空機に乗り組んでその操縦を行つてもよい。

2 航空厅长官は、前項の許可の申請があつた場合において、申請者が、航空機の操縦の練習を行うのに必要な能力を有すると認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第一項の許可は、申請者に航空機操縦練習許可書を交付することによつて行つた。

4 第三十條及び第六十七條第一項の規定は、第一項の許可を受けた者に準用する。

(命令への委任)
第三十六條 技能証明、航空免状及び航空機操縦練習許可書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明、航空機乗組員免許、計器飛行証明、操縦教育証明及び前條の許可に関する細目的事項並びに第二十九條第一項の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目は、運輸省令で定める。

第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設

(航空路の指定)

第三十七條 航空厅长官は、航空機の航行に適する空中の通路を航空路として指定する。

2 前項の航空路の指定は、当該空域の位置及び範圍を告示することによつて行つた。

(飛行場又は航空保安施設の設置)

第三十八條 航空厅长官以外の者は、飛行場又は法令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、航空厅长官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画(工事完成の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない)。

3 航空厅长官は、飛行場の設置の許可の申請があつたときは、飛行場の位置及び範圍、着陸帶、進入區域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを標示しなければならない。

(申請の審査)
第三十九條 航空厅长官は、前條第一項の許可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合して

るかどうかを審査しなければならない。

一 当該飛行場又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が運輸省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該飛行場又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該飛行場又は航空保安施設の管理の計画が第四十七條第一項の技術上の基準に適合するものであること。

四 申請者が当該飛行場又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。

2 航空厅长官は、飛行場の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聴会を開き、当該飛行場の設置に関し利害關係を有する者に当該飛行場の設置に関する意見を述べる機会を與えなければならない。

(公共用飛行場の告示等)
第四十條 航空厅长官は、公共の用に供する飛行場について設置の許可をしたときは、当該飛行場の位置及び範圍、着陸帶、進入區域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを標示しなければならない。

(飛行場の工事の完了)
第四十一條 第三十八條第一項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者(以下「飛行場の設置者」という。)は、許可の申請書に記載し

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

大工事完成の予定期日までに工事
を完成しなければならぬ。但し、
天災その他やむを得ない事由
により工事完成の予定期日までに
工事の完成することができない場
合においては、航空庁長官の許可を
受けたときは、許可に際し航空庁長
官の指定する期日までに工事を完
成しなければならぬ。

(完成検査)

第四十二條 飛行場の設置者又は第
三十八條第一項の規定による航空
保安施設の設置の許可を受けた者
(以下「航空保安施設の設置者」と
いう)は、当該許可に係る施設の
工事が完成したときは、遅滞なく
航空庁長官の検査を受けなければ
ならぬ。

2 航空庁長官は、前項の検査の結
果当該施設が申請書に記載した設
置の計画に適合していると認め
るときは、これを合格としなければ
ならぬ。

3 飛行場の設置者又は航空保安施
設の設置者は、第一項の検査の合
格があつたときは、遅滞なく供用
開始の期日を定めて、これを航空
庁長官に届け出なければならぬ。

4 飛行場の設置者又は航空保安施
設の設置者は、前項の規定により
届け出た供用開始の期日以後でな
ければ、当該施設を供用してはな
らぬ。

(飛行場又は航空保安施設の変更)
第四十三條 飛行場の設置者又は航
空保安施設の設置者は、当該施設
について運輸省令で定める航空の
安全のため特に重要な変更を加え

ようとするときは、航空庁長官の
許可を受けなければならぬ。

2 第三十八條第二項及び第三項、
第三十九條、第四十條並びに前條
の規定は、前項の場合に準用す
る。但し、第三十八條第三項、第三
十九條第二項及び第四十條の規定
については、飛行場の範圍、進入
表面又は転移表面に変更を生ずる
場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

第四十四條 飛行場の設置者は、当
該飛行場の供用を休止し、又は廃
止しようとするときは、航空庁長
官の許可を受けなければならぬ。

2 航空庁長官は、前項の許可の申
請があつたときは、当該飛行場の
供用の休止又は廃止によつて公衆
の利便が著しく阻害されるおそれ
があると認めるときは、これを除く
これを許可しなればならぬ。

3 第一項の供用の休止の許可に
は、期限を附することができる。

4 第四項の規定による供用の休止
の許可に係る飛行場の設置者は、
当該飛行場の供用を再開しよう
とするときは、航空庁長官の検査を
受けなければならぬ。

5 第四十二條第二項から第四項ま
での規定は、前項の供用の再開の
場合に準用する。

は、供用を休止した航空保安施設
の供用の再開の場合に準用する。

(飛行場又は航空保安施設の告示)
第四十六條 飛行場の設置者又は航
空保安施設の設置者は、第四十二
條第三項の届出をした場合は、航空
庁長官は、当該施設の名称、位置、
設備の概要その他運輸省令で定め
る事項を告示しなければならぬ。

2 告示した事項に変更があつた
とき、又は当該施設の供用の休
止、再開若しくは廃止があつた
ときも同様である。

(飛行場又は航空保安施設の管理)
第四十七條 飛行場の設置者又は航
空保安施設の設置者は、運輸省令
で定める技術上の基準に従つて当
該施設を管理しなければならぬ。

2 航空庁長官は、前項の飛行場又
は航空保安施設が同項の基準に従
つて管理されることを確保するた
め、政令で定めるところにより当
該施設について定期に検査をしな
ければならぬ。

(許可の取消)
第四十八條 航空庁長官は、左に掲
げる場合には、飛行場又は航空保安
施設の設置の許可を取り消すこと
ができる。但し、第二号から第四
号までの場合については、航空庁
長官が飛行場の設置者又は航空保
安施設の設置者に対し、相當の期
間を定めて、当該施設を申請書に
記載した計画に適合させるための
措置をとるべきこと又は当該施設
を前條第一項の技術上の基準に従
つて管理すべきことを命じ、その
期間内に飛行場の設置者又は航空

保安施設の設置者が、その命令に
従わなかつた場合に限り。

一 正当の理由がないのに第三十
八條第二項の申請書に記載した
工事完成の予定期日(第四十一
條但書の規定により許可を受け
た場合)に、許可に際し指定さ
れた期日)までに工事を完成し
ないとき。

二 第四十二條第一項(第四十三
條第二項において準用する場合
を含む)の検査の結果、当該施設
が申請書に記載した設置又は
変更の計画に適合していないと
認めるとき。

三 第四十四條第五項又は第四十
五條第二項において準用する第
四十二條第一項の検査の結果、
当該施設がこれらの申請に係る
申請書に記載した計画に適合し
ていないと認めるとき。

四 飛行場又は航空保安施設の管
理が前條第一項の技術上の基準
に従つて行われていないと認め
るとき。

(物件の制限等)
第四十九條 何人も、公共の用に供
する飛行場について第四十條(第
四十三條第二項において準用する
場合を含む)の告示があつた後
においては、その告示で示された進
入表面又は転移表面の上に出る高
さの建造物、植物その他の物件を
設置し、植栽し、又は設置しては
ならぬ。但し、供用開始の予定
期日前に除去される物件について
は、この限りでない。

2 飛行場の設置者は、前項の規定
に違反して、設置し、植栽し、又

は設置した物件(成長して進入表
面又は転移表面の上に出るに至つ
た植物を含む)の所有者その他の
権原を有する者に対し、当該物件
を除去すべきことを求めることが
できる。

3 飛行場の設置者は、第一項の告
示の期限に存する物件で進入表面
又は転移表面の上に出るもの(同
項の告示の期限に存する植物で成
長して進入表面又は転移表面の上
に出るに至つたものを含む)の所
有者その他の権原を有する者に対
し、政令で定めるところにより通
常生ずべき損失を補償して、当該
物件の進入表面又は転移表面の上
に出る部分を除去すべきことを求
めることができる。

4 前項の物件又はこれが存する土
地の所有者は、同項の物件の除去
によつて、その物件又は土地を従
来利用していた目的に供すること
が著しく困難となるときは、政令
で定めるところにより飛行場の設
置者に対し、その物件又は土地の
買収を求めることができる。

5 第三項の補償すべき損失の額並
びに前項の買収及びその価格等の
條件は、当事者間の協議により定
める。協議が調わないとき、又は
協議することができないときは、
運輸大臣が裁定する。

6 前項の規定で補償すべき損失の
額及び買収の価格について不服の
ある者は、その裁定の通知を受け
た日から三十日以内に、訴をもつ
てその金額の増減を請求すること
ができる。

7 前項の訴においては、飛行場を

設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者の報告とする。

第五十條 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の設置又は第四十三條第一項の施設の変更によつて、進入表面又は転移表面の投影面と一致する土地(進入表面又は転移表面からの距離が十メートル未満のものに限る)について前條第二項の規定による用途の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に對し、政令で定めるところにより補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前條第一項の規定による用途の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同條第四項の場合を除き、政令で定めるところにより飛行場の設置者に對し、その土地の買収を求めることができる。

3 前條第五項から第七項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(航空障害燈の設置)
第五十一條 飛行場の設置者は、運輸省令で定めるところにより、水平表面の上に出ている物件に航空障害燈を設置しなければならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空庁長官は、政令で定めるところにより、前項に規定する物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。

3 前二項の物件の所有者又は占有者は、飛行場の設置者又は航空庁長官の行う航空障害燈の設置を拒むことができる。

4 第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、運輸省令で定める方法に従ひ、当該航空障害燈を管理しなければならない。

(類似燈火の制限)
第五十二條 何人も、航空燈火の明りような知識を妨げ、又は航空燈火と誤認されるおそれがある燈火(以下「類似燈火」という)を設置してはならない。

2 航空庁長官は、類似燈火の設置者に對し、期限を定めて当該燈火のしやへい、その他航空燈火の認識を妨げず、又は航空燈火と誤認されないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、類似燈火が航空燈火の設置の時に對し設置されている場合は、同項の措置に要する費用は、当該航空燈火の設置者が負担する。

(汚損行為等の禁止)
第五十三條 何人も、航空保安施設をよこし、損傷し、その他その機能をそなうおそれのある行為をしてはならない。

第五十四條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料その他の使用の條件について、特定の使用者に對し、不当

な差別的取扱をしてはならない。

2 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の使用料その他の使用の條件を定めたときは、遅滞なく航空庁長官に届け出るとともに、これを公表しなければならない。これを変更したときも同様である。

(飛行場の設置者等の地位の承継)
第五十五條 この法律に基く飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者の地位は、第三項の場合を除き、これを承継しようとする者が航空庁長官の許可を受けなければ、承継しない。

2 第三十九條第一項第四号の規定は、前項の許可をする場合に準用する。

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた設置者の地位を承継すべき一人の相続人)は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

4 前項の相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継したときは、遅滞なくその旨を航空庁長官に届け出なければならない。

(航空庁長官の行う飛行場等の設置又は管理)
第五十六條 航空庁長官は、飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九條第一項第一号及び第二号の基準に従つてこれをしなければならない。

2 第三十八條第三項、第三十九條第二項、第四十條、第四十六條、第四十九條、第五十條及び第五十二條第一項の規定は、航空庁長官が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。

3 第四十七條第一項、第五十一條第四項(同條第一項の航空障害燈に係るものに限る)及び第五十四條の規定は、航空庁長官が飛行場又は航空保安施設を管理する場合に準用する。

第六章 航空機の運航
(田舎等の表示)
第五十七條 航空機には、運輸省令で定めるところに従ひ、国籍、登録記号及び所有者の氏名又は名称を表示しなければならない。これを航空の用に供してはならない。

(航空日誌)
第五十八條 航空機の使用者は、運輸省令で定められる様式の航空日誌を備えなければならない。

2 航空機の使用者は、航空機を航空の用に供した場合又は整備し、若しくは改造した場合においては、遅滞なく航空日誌に運輸省令で定める事項を記載しなければならない。

(航空機に備え付けられる書類)
第五十九條 航空機(運輸省令で定める航空機を除く)には、左に掲げる書類を備え付けなければならない。これを航空の用に供してはならない。但し、第十二條但書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

一 航空機登録証明書

二 航空証明書
三 航空日誌
(義務無線設備)
第六十條 航空機は、左に掲げる場合には、運輸省令で定める無線設備を設置しなければならない。これを航空の用に供してはならない。

一 航空運送事業の用に供する場合(運輸省令で定める場合を除く)。

二 航空交通管制区又は航空交通管制圏で、計器飛行状態において飛行を行う場合。

三 航空庁長官が告示する捜索又は救助が困難な区域を飛行する場合。

(救命用具)
第六十一條 運輸省令で定める航空機には、落下傘、救命胴衣、非常脱出座席その他の運輸省令で定める救命用具を装備しなければならない。これを航空の用に供してはならない。

(特別の飛行を行う場合の設置)
第六十二條 凍結防止装置、外気温度計、酸素吸入装置、航法計器その他の運輸省令で定める航空の安全のための特別の装置を要する航空機でなければ、高度度飛行、雲中飛行その他の運輸省令で定める特別の飛行を行つてはならない。

(航空機の検査)
第六十三條 航空機は、航空運送事業の用に供する場合又は計器飛行状態の場合若しくは飛行の途中において計器飛行状態において飛行すること予想される場合においては、運輸省令で定める量の燃料

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附錄

を飛行しなければ、これを出発させてはならない。
(航空機の灯火)

第六十四條 航空機は、夜間(日没から日出までの間をいう。以下同じ)において航行し、若しくは水上にいて泊し、又は夜間において使用される飛行場に停留する場合に、運輸省令で定めるところによりこれを灯火で表示しなければならない。

(航空機に乗り組ませなければならない者)
第六十五條 航空機には、第二十八條の規定によりこれを操縦することのできる航空従事者を乗り組ませなければならない。

2 左の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前項の航空従事者の外、第二十八條の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことのできる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航空機	業務
左の各号の一に該当する航空機 一 構造上、引込式降着装置又はフラップの操作其他航空機の操縦のために二人を要する航空機 二 旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行状態において飛行するもの 三 旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間を超えるもの	航空機の操縦
左の各号の一に該当する航空機 一 四基以上の発動機を有し、且つ、三万五千キログラム以上の最大離陸重量を有する航空機 二 構造上、操縦者(航空機の操縦に従事する者をいう。以下同じ)だけでは発動機及び機体の完全な取扱ができない航空機	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱(操縦装置の操作を除く)

第六十六條 左の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前條の航空従事者の外、第二十八條の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航空機

第六十條の規定により無線設備(運輸省令で定めるものを除く)を設置しなければならない航空機

無着陸で五百五十メートル以上の区間を飛行する航空機

業務

上欄に掲げる無線設備の操作並びに航法上の資料の算出

2 前項の規定にかかわらず、同項同表の業務の欄に掲げるそれぞれの業務を他の航空従事者の業務を行う者が行うことによりその業務に支障を生ずることとならない場合は、同項に規定する航空従事者を乗り組ませなくてもよい。

第六十七條 航空従事者は、その航空業務を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。
2 航空機乗組員(航空機に乗り組んでその運航に従事する航空従事者をいう。以下同じ)は、その航空業務を行う場合には、技能証明書の外、航空免状を携帯しなければならない。

(業務上の基準)
第六十八條 航空運送事業を営む者は、運輸省令で定める基準に従って作成する乗務員によるものでなければ、その使用する航空機の航空機乗組員を航空機の運航に従事させてはならない。
(最近の飛行経験)
第六十九條 航空機乗組員は、運輸省令で定めるところにより、一定の期間内における一定の飛行経験がないときは、航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事し、

又は計器飛行、夜間の飛行若しくは第三十四條第二項の操縦の教育を行つてはならない。
(酒精飲料等)
第七十條 航空機乗組員は、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。
(身体障害)
第七十一條 航空機乗組員は、第三十二條の身体検査基準に適合しなかつたときは、第三十三條の航空機乗組員免許の有効期間内であつても、その航空業務を行つてはならない。

(機長の路線資格)
第七十二條 定期航空運送事業の用に供する航空機の機長は、路線ごとに運輸省令で定める当該路線における航空機の操縦の経験及び当該路線についての知識を有する者でなければならない。
(機長の権限)
第七十三條 機長は、当該航空機に乗り組んでその職務を行う者を指揮監督する。
(危険の場合の措置)
第七十四條 機長は、航空機又は旅客の危険が生じた場合又は危険が生ずるおそれがあるとき、

生ずるおそれがあるとき、航空機内にある旅客に対し、避難の方法その他安全のため必要な事項について命令をすることができる。

第七十五條 機長は、航空機の航行中、その航空機に急迫した危険が生じた場合には、旅客の救助及び地上又は水上の人又は物件に対する危険の防止に必要な手段を盡し、且つ、旅客其他の航空機内にある者を去らせた後でなければ、自己の指揮する航空機を去つてはならない。
(報告の義務)
第七十六條 機長は、左に掲げる事故が発生した場合に、運輸省令で定めるところにより航空庁長官にその旨を報告しなければならない。但し、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。
一 航空機の墜落、衝突、火災その他の航空機の事故
二 航空機による人の死傷又は物件の損壊
三 航空機内にある者の死亡又は行方不明
2 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを知つたときは、無線電又は無線電話により知つたときを除いて、運輸省令で定めるところにより航空庁長官にその旨を報告しなければならない。

(運航管理者)
第七十七條 定期航空運送事業の用に供する航空機は、その機長が、第二百二條第一項の定期航空運送事

業者の置く運航管理者の承認を受けなければならない。出航し、又はその飛行計画を変更してはならない。

第七十八條 前條の運航管理者は、航空庁長官の行う運航管理者技能検定に合格した者でなければならぬ。

2 運航管理者技能検定は、申請者が前條の業務を行うために必要な航空機、航空保安施設、無線通信及び気象に関する知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う。

3 運航管理者技能検定は、運輸省令で定める年齢及び航空機の運航に関する経験の有する者でなければ、受けることができない。

4 第三十七條、第二十九條及び第三十條の規定は、運航管理者技能検定に適用する。

5 運航管理者技能検定の申請手続その他の実施細目は、運輸省令で定める。

(離着陸の場所)

第七十九條 航空機(運輸省令で定める航空機を除く)は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては運輸省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、航空庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。

(飛行の禁止区域)

第八十條 航空機は、運輸省令で定める航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、航空庁

長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一條 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して運輸省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(通航高度)

第八十二條 航空機は、地表又は水面から、有視界飛行状態においては九百メートル以上、計器飛行状態においては三百メートル以上の高度で通航する場合には、運輸省令で定める高度で飛行しなければならない。

(航空機の衝突予防)

第八十三條 航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防するため進路及び速度について運輸省令で定める方法に従い、航行しなければならない。

(編隊飛行)

第八十四條 航空運送事業の用に供する航空機は、航空庁長官の許可を受けなければならない。編隊で飛行してはならない。

(租界の禁止)

第八十五條 航空機は、運輸上の必要がないのに低空で飛行を行い、高調音を発し、又は急降下し、そ

の他他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦してはならない。

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六條 爆発性又は易燃性のある物件その他人に危害を與へ、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で運輸省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではいない。

(無操縦者航空機)

第八十七條 第六十五條及び第六十六條の規定にかかわらず、操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機は、航空庁長官の許可を受けた場合には、これらの規定に定める航空機乗組員を乗り組ませないで飛行させることができる。

2 航空庁長官は、前項の許可を行う場合に於いて他の航空機に及ぼす危険を予防するため必要があると認めるときは、当該航空機について飛行の方法を限定することができる。

(物件の曳航)

第八十八條 航空機による物件の曳航は、運輸省令で定める安全上の基準に従つて行われなければならない。

(物件の投下)

第八十九條 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を與へ、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて航空庁長官に届け出たときは、この限りでない。

(落下さん降下)

第九十條 航空庁長官の許可を受けた者でなければ、航空機から落下さんで降下してはならない。

(曲技飛行)

第九十一條 航空機は、左に掲げる空域以外の空域で運輸省令で定める高さ以上の空域において行う場合であつて、且つ、飛行視程が五キロメートル以上ある場合でなければ、宙返り、横転その他の曲技飛行を行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

一、人又は家屋の密集している地域の上空

二、航空路

三、航空交通管制圏

第九十二條 第三十五條第一項の許可を受けた者は、航空機の操縦の練習を行う場合には、第三十四條第二項の操縦教育証明を受けた者の監督の下に行われなければならない。

(操縦練習等の場所)

第九十三條 前條の航空機の操縦の練習又は航空機の試験のための飛行は、航空交通管制区又は航空交通管制圏において行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(有視界飛行状態における飛行)

第九十四條 航空機は、有視界飛行状態においては、計器飛行を行つてはならない。

(計器飛行状態における飛行)

第九十五條 航空機は、定期運送用操縦士若しくは士族事業用操縦士

の資格の技能証明を有する者又は事業用操縦士若しくはは自家用操縦士の資格の技能証明を有する者で計器飛行証明を受けたものが操縦するのでなければ、計器飛行状態において飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(航空交通の指示)

第九十六條 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、航空庁長官が航空交通の安全を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について與へる指示に従つて飛行しなければならない。

(飛行計画及びその承認)

第九十七條 航空機は、計器飛行状態において、航空交通管制圏内の飛行場から出航し、又は航空交通管制区若しくは航空交通管制圏を飛行しようとするときは、運輸省令で定めるところにより航空庁長官に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様である。

2 前項の飛行計画の承認を受けた航空機は、前條の航空庁長官の指示に従つて、外、飛行計画に従つて航行しなければならない。但し、通信機の故障があつた場合において運輸省令で定める方法に従つて航行するときは、この限りでない。

3 第一項の飛行計画の承認を受けた航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏において航行している間は、運輸省令で定める方法

昭和二十七年六月十九日 衆議院公報第五十七号附録

に從つて航空交通に関する航空厅长官の指示を聴取し、及び航空厅长官に当該航空機の位置、飛行状態その他運輸省令で定める事項を通報しなければならぬ。

(到着の通知)

第九十八條 前條の飛行計画の承認を受けた航空機の機長は、当該航空機が飛行計画で定められた飛行を終つたときは、遅滞なく航空厅长官にその旨を通知しなければならぬ。

(着陸帯の立入の禁止)

第九十九條 何人も、みだりに着陸帯に立ち入つてはならない。

第七章 航空運送事業等

(免許)

第一百條 定期航空運送事業を営むようとする者は、路線ごとに運輸大臣の免許を受けなければならぬ。

2 前項の免許を受けようとする者は、申請書に事業計画(航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する計画をいふ。以下同じ)、事業収支見積、運輸開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

3 運輸大臣は、申請者に対し、前項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第一百一條 運輸大臣は、前條の免許の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該事業の開始が公衆の利用に適合するものであること。

二 当該事業の開始によつて当該路線における航空輸送力が航空輸送需要に對し、著しく供給過剰にならないこと。

三 当該事業が航空保安上適當な事業計画を有するものであること。

四 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 申請者が左に掲げる者に該当するものでないこと。

イ 第四條第一項各号に掲げる者。

ロ 定期航空運送事業、不定期航空運送事業又は航空機使用事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者。

ハ この法律の規定に違反して禁じ以上の刑に処せられて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者。

ニ 法人であつて、その役員がロ又はハの一に該当するもの。

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、定期航空運送事業の免許をしなければならない。

(運輸開始前の検査)

第一百二條 前條第一項の免許を受けた者(以下「定期航空運送事業者」といふ)は、当該免許に係る事業の用に供する航空機その他の施設について航空厅长官の検査を受け、これに合格しなければ、運輸を開始してはならない。

2 航空厅长官は、前項の検査の結果、当該施設によつて定期航空運送事業者がその法律及び事業計画に従つて業務を行うことができることを認めるときは、これを合格としなければならない。

(運輸開始義務)

第一百三條 定期航空運送事業者は、免許の申請書に記載した期日に運輸を開始しなければならない。但し、運輸大臣にあらかじめ届け出た場合においては、当該期日前に運輸を開始することを妨げない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項本文の期日に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請によりその期日を延期することができる。

(運輸規程及び整備規程の認可)

第一百四條 定期航空運送事業者は、運輸省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運輸規程及び整備規程を定め、航空厅长官の認可を受けなければならない。これを更改しようとするときも同様である。

2 航空厅长官は、前項の運輸規程又は整備規程が運輸省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

(運賃及び料金の認可)

第一百五條 定期航空運送事業者は、旅客及び貨物(郵便物を除く)の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が定められていること。

運賃及び料金並びに運送約款を營業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事業計画)

第一百八條 定期航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 運輸大臣は、定期航空運送事業者が前項の規定に違反していることを認めるときは、当該定期航空運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第九十九條 定期航空運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 第一百一條(第一項第五号に係るものを除く)の規定は、前項の認可について準用する。

(運輸に関する協定)

第一百十條 定期航空運送事業者は、他の運送事業者と連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、当該協定が公衆の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第一百一條 前條第一項の認可を受けて行つた正当な行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外。

占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に運賃又は料金を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

(事業改善の命令)

第百十二條 運輸大臣は、定期航空運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、当該定期航空運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。
二 運賃、料金又は運送約款を変更すること。
三 航空機その他の施設を改善すること。
四 航空事故により支拂うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(名義の利用、事業の貨運等)
第百十三條 定期航空運送事業者は、その名義を他人に定期航空運送事業のため利用させてはならない。

2 定期航空運送事業者は、事業の貨運その他いかなる方法をもつてするかを問はず、定期航空運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

(事業の譲渡及び譲受)
第百十四條 定期航空運送事業者が当該定期航空運送事業を譲渡する

場合において、譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について運輸大臣の認可を受けたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の合併)

第百十五條 定期航空運送事業者たる法人の合併の場合(定期航空運送事業者たる法人と定期航空運送事業者たる法人が合併する場合)において、定期航空運送事業者たる法人が存続するときを除く、において当該合併について運輸大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、定期航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第百十六條 定期航空運送事業者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた事業を承継すべき一人の相続人)は、被相続人たる定期航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の相続人は、被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければならない。その期間の経過後、定期航空運送事業の免許は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以降についても同様である。

3 前項の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止)

第百十七條 定期航空運送事業者は、その事業を休止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、当該休止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

3 第一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

(事業の廃止)

第百十八條 定期航空運送事業者は、その事業を廃止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第百十九條 運輸大臣は、定期航空運送事業者が左の各号の一に該当するときは、六個月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く規分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。
二 正当な理由がないのにこの章の規定により認可を受けた事項を実施しないとき。

(免許の失効)

第百二十條 定期航空運送事業者が第四條第一項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その者に係る第百條第一項の免許は、効力を失う。

(不定期航空運送事業)

第百二十一條 不定期航空運送事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

5 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(航空機使用事業)

第百二十三條 航空機使用事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第百九條、第百十二條(第二号に係るものを除く)、第百十三條から第百十六條まで(第百十四條第二項、第百十五條第二項又は第百十六條第三項中第百一條第一項第一号及び第二号の准用に係るものを除く)、第百十八條から第百二十條まで及び第百二十二條第二項の規定は、航空機使用事業に準用する。

2 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

5 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

6 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

7 前項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、運輸なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(外国航空機の航行)

第百二十六條 国民民間航空協定の締結国たる外国(以下單に「締結国」といふ)の国籍を有する人又は締結国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機(第百二十九條の許可を受けて旅客又は貨物の運送の事業を経営する者)以下「外国民間航空運

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

送業者」といふ。この当該事業の用に供する航空機を除く。左に掲げる航行を行う場合において、その上空を航行することが危険な区域として運輸省令で定める区域の上空を航行しようとするときは、航空庁長官の許可を受けなければならない。

一 本邦外から出発して本邦内に到達する航行

二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行

三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行

2 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、締約国以外の外国の国籍を有する人又は締約国以外の外国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機（外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く。）は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、航空庁長官の許可を受けなければならない。

3 軍、税関又は警察の業務に用いる航空機は、前二項の規定の適用については、国の使用する航空機とみなす。

4 第一項及び第二項の航空機は、第一項各号に掲げる航行を行う場合において航空庁長官の要求があつたときは、遅滞なくその指定する飛行場に着陸しなければならない。

（外国航空機の国内使用）

第二百二十七條 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、外

国の国籍を有する人又は外国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機（外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く。）は、本邦内の各地間において航空機の用に供してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

（軍需品輸送の禁止）

第二百二十八條 外国の国籍を有する航空機は、航空庁長官の許可を受けなければならない。第二百二十六條第一項各号に掲げる航行により運輸省令で定める軍需品を輸送してはならない。

（外国人国際航空運送事業）

第二百二十九條 第一項及び第二百三十一條第一項の規定にかかわらず、第四條第一項各号に掲げる者は、運輸大臣の許可を受けて、他人の需要に応じ、有償で第二百二十六條第一項各号に掲げる航行（これらの航行と接続して行つた本邦内の各地間における航行を含む。）により旅客又は貨物を運送する事業を営むことができる。

（外国人国内航空運送の禁止）

第二百三十條 第二百二十七條但書の許可に係る航空機又は外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機は、有償で本邦内の各地間において着陸する旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（証明書の承認）

第二百三十一條 左に掲げる航空機の

耐空性及びその航空機の航空機乗組員の資格について当該航空機が国籍を有する外国が行つた証明、免許その他の行為及びこれに係る資格証書その他の文書は、第十二條第二項、第二十八條第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十九條、第六十五條から第六十七條まで又は第九十五條の規定の適用については、運輸省令で定めるところにより、第六條の航空機登録証明書、第十四條第一項の規定による耐空証明、同條第五項の耐空証明書、第二十條第一項の規定による検査の合格、第二十二條第一項の規定による技能証明若しくは同條第二項の規定による航空機乗組員免許、第二十三條の技能証明書、第三十一條第二項の航空免状又は第三十四條第二項の規定による計器飛行証明とみなす。

一 第二百二十六條第一項各号に掲げる航行を行う同項及び同條第二項の航空機

二 第二百二十七條但書の許可に係る航空機であつて政令で定めるところのもの

三 外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機

第九章 雑則

（事故調査）

第二百三十二條 航空庁長官は、第七十六條第一項各号に掲げる事故があつたときは、遅滞なくその原因について調査しなければならぬ。

2 航空庁長官は、前項の調査のため、事故に係る航空機の使用者若しくは航空機乗組員、事故の救助に當つた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事故の現場に立ち入り、航空機その他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証書を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（航空運送代理店業務等の届出）

第二百三十三條 航空運送代理店業務（航空運送事業者のために航空機による運送の契約の締結の代理を行う事業をいう。以下同じ。）又は航空運送取扱業（自己の名において航空機による運送の取次を行う事業をいう。以下同じ。）を営むしようとする者は、運輸省令で定めるところにより、届出をしなければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

2 航空運送代理店業務又は航空運送取扱業を営む者は、事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二百三十四條 航空庁長官は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、左の各号に掲げる者に対し、航空機若しくは整備品の整備、改造若しくは製造、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用

理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、航空運送代理店業務又は航空運送取扱業に關し報告を求めることができる。

一 航空機又は整備品の整備、改造又は製造をする者

二 飛行場又は航空保安施設の設置者

三 航空従事者

四 航空運送事業又は航空機使用事業を営む者

五 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの

六 航空運送代理店業務又は航空運送取扱業を営む者

2 航空庁長官は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、飛行場、航空保安施設を設置する場所、飛行場若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第二百三十二條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（手数料の納付）

第二百三十五條 左の表の上欄に掲げる者（国を除く。）は、それぞれ、同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手料を納めなければならない。

納めなければならない者	金 額
一 第十條第一項の耐空証明を申請する者	八万一千四百円
二 第十二條第一項の型式証明を申請する者	四万八千四百円
三 第十六條第一項の修理改造検査を受けようとする者	八千七百円
四 第十七條第一項の予備品証明を申請する者	一万一千三百円
五 第二十條第二項の検査を受けようとする者	八千七百円
六 第三十二條第一項の技能証明を申請する者	五百円。但し、実地試験に航空機の航行を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、五百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額
七 第三十二條第二項の航空機乗組員免許を申請する者	三百円
八 第三十四條第一項の計器飛行証明又は同條第二項の操縦教育証明を申請する者	四百円。但し、実地試験に航空機の航行を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、四百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額
九 第三十五條の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者	三百円
十 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空免状又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者	百円
十一 第三十八條第一項の飛行場又は航空保安施設の設置の許可を申請する者	一万九千五百円
十二 飛行場について第四十二條第一項の完成検査を受けようとする者	七万五千円

(運輸審議会への諮問)

第百三十六條 運輸大臣は、左に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮問し、その決定を尊重してこれをしなければならない。

一 第百條第二項の規定による定

二 定期航空運送事業の免許

三 第百五十五條第一項の規定による定期航空運送事業の運賃及び料金の認可

四 第百五十二條の規定による定期航空運送事業の運賃又は料金の変更の命令

五 第百五十四條第一項の規定による定期航空運送事業の運賃及び料金の認可

六 第百五十九條の規定による定期航空運送事業の免許の取消又は事業の停止

七 定期航空運送事業の譲渡及び譲受の認可

八 第百五十五條第一項の規定による定期航空運送事業者たる法人の合併の認可

九 第百五十九條の規定による定期航空運送事業の免許の取消又は事業の停止

(訴訟)

第百三十七條 この法律の規定による行政官庁の処分不服がある者は、運輸大臣に訴願をすることが出来る。

第十章 罰則

第百三十八條 飛行場の設備若しくは航空の危険を生じさせる等の罪

第百三十九條 航行中の航空機を墜落させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

十三 航空保安施設について第四十二條第一項の完成検査を受けようとする者	三万八千八百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、三万八千八百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額
十四 飛行場について第四十三條第二項の規定により準用する第四十二條第一項の検査を受けようとする者	七万五千円
十五 航空保安施設について第四十三條第二項の規定により準用する第四十二條第一項の検査を受けようとする者	三万八千八百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、三万八千八百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額
十六 第四十四條第四項の検査を受けようとする者	二万八千七百円
十七 第四十五條第二項の規定により準用する第四十四條第四項の検査を受けようとする者	一万五千六百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、一万五千六百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額
十八 飛行場について第四十七條第三項の検査を受けようとする者	二万八千七百円
十九 航空保安施設について第四十七條第三項の検査を受けようとする者	一万五千六百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、一万五千六百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額
二十 第七十八條第二項の運輸管理者技能検定を受けようとする者	五百円

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

2 前條の罪を犯し、よつて航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは破損させ、又は破壊した者について前項の例による。

第四百四十條 前條の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは七年以上の懲役に処する。

第四百四十一條 第三百八十八條及び第三百三十九條第一項の未遂罪は、これを罰する。

第四百四十二條 過失により航空機の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは破損させ、若しくは破壊した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(航空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百四十三條 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一條の規定に違反して、航空証明を受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十六條第一項の規定に違反して、同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九條の規定に違反して、同條の規定による確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九條の規定に違反して、同條の規定による確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(無表示等の罪)

第四百四十四條 航空機の使用者が、第五十七條の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百四十五條 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十條第一項の規定に違反して、同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで、航空機に裝備する指定無線通信機器を使用したとき。

二 第五十八條第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。

三 第五十八條第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

四 第五十九條の規定に違反して、所定の書類を備え付けず、航空機を航空の用に供したとき。

五 第六十條の規定に違反して、無線設備を設置しないで、航空機を航空の用に供したとき。

六 第六十一條の規定に違反して、救急用具を裝備しないで、航空機を航空の用に供したとき。

七 第六十二條の規定に違反して、特別の裝置を裝備しないで、特別の飛行を行つたとき。

八 第六十三條の規定に違反して、所定の燃料を携行させなかつたとき。

九 第六十四條の規定に違反して、航空機を烽火で表示しなかつたとき。

十 第六十五條第一項若しくは第二項又は第六十六條第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。

十一 第六十八條の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

十二 第七十六條第一項但書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第八十六條第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で搬送したとき。

十四 第八十七條第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

十五 第八十八條の規定に違反して、航空機に物件の曳航をさせたとき。

十六 第二百二十七條の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。

十七 第二百二十八條の規定に違反して、同條の軍需品を搬送したとき。

(飛行場又は航空保安施設の設置等に関する罪)

第四百四十六條 第三十八條第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場を設置した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三條第一項の規定に違反して、飛行場に特に重要な変更を加えた者について前項の例による。

加えた者について前項の例による。

第四百四十七條 第三十八條第一項の規定に違反して、許可を受けないで航空保安施設を設置した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三條第一項の規定に違反して、航空保安施設に特に重要な変更を加えた者について前項の例による。

第四百四十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二條第四項(第四十三條第二項又は第四十四條第五項(第四十五條第二項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。の規定に違反して、飛行場又は航空保安施設の供用を開始した者。

二 第四十四條第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場の供用を休止し、又は廃止した者。

三 第四十五條第一項の規定に違反して、届出をしないで航空保安施設の供用を休止し、又は廃止した者。

(所定の資格を有しない航空業務を行う等の罪)

第四百四十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十八條第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範圍の欄に掲げる行為を行つた者。

二 第七十條の規定に違反して、その航空業務に従事した者。

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五百五十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十四條第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行又は操縦の教育をした者。

二 第四十九條第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、積載し、又は留置した者。

三 第五十三條の規定に違反して、航空保安施設をよごし、損傷し、その他その機能をそこなうおそれのある行為をした者。

四 第六十七條第一項(第三十五條第四項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反して、技能証明書を航空免状又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行つた者。

五 第六十九條の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行つた者。

六 第八十六條第二項の規定に違反して、航空機内に同條第二項の物件を持ち込んだ者。

七 第八十九條の規定に違反して、航空機から物件を投下した者。

八 第九十條の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者。

九 第九十二條の規定に違反して、航空機の操縦の練習を行つた者。

十 第九十三條の規定に違反して、航空交通管制区又は航空交

加えた者について前項の例による。

第四百四十七條 第三十八條第一項の規定に違反して、許可を受けないで航空保安施設を設置した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三條第一項の規定に違反して、航空保安施設に特に重要な変更を加えた者について前項の例による。

頭等客艙において、航空機の操縦の練習又は航空機の試験のため飛行を行つた者

十一 第九十九條の規定に違反して、附随帯に立ち上つた者

(機長等の職務に関する罪)

第五十一條 機長がその職務を濫用して、航空機内にある者に対し暴行をなす行為を行つたとき、又は行ふべき権利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

第五十二條 機長が第七十五條の規定に違反して、自己の指揮する航空機を去つたときは、五年以下の懲役に処する。

第五十三條 機長が左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第七十六條第一項若しくは第二項の規定による罰金をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十七條の規定に違反して、航空機を出発させ、又は飛行計画を変更したとき。

三 第八十四條第二項の規定に違反して、航空機を編隊で運航したとき。

四 第九十八條の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第五十四條 航空機乗組員が左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第七十九條の規定に違反して、航空機を離陸させ、又は着陸させたとき。

二 第八十條から第八十三條までの規定に違反して、航空機を運航したとき。

三 第八十四條第一項の規定に違反して、航空機を編隊で運航したとき。

四 第八十五條の規定に違反して、航空機を操縦したとき。

五 第九十一條の規定に違反して、曲技飛行を行つたとき。

六 第九十四條の規定に違反して、計器飛行を行つたとき。

七 第九十五條の規定に違反して、計器飛行状態において航空機を運航したとき。

八 第九十六條の規定による指示に従わないで、航空機を運航したとき。

九 第九十七條第一項の規定により承認を受けてなければならぬ事項を承認を受けずにしたとき。

十 第九十七條第二項の規定に違反して、飛行計画に従わないで、航空機を運航したとき。

十一 第九十七條第三項の規定による聴取若しくは通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

十二 第二百二十六條第一項又は第二項の規定に違反して、許可を受けていないで航空機を運航したとき。

十三 第二百二十六條第四項の規定による着陸の要求に従わなかつたとき。

2 機長以外の航空機乗組員が前項各号の一に該当するときは、行為者を罰する外、機長に対して同項の刑に処する。但し、機長も同項の航空機乗組員の当該違反行為を防止するため、相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、機長についてはこの限りでない。

(航空運送事業者等の業務に関する罪)

第五十五條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第一百條第一項、第二百一十一條第一項又は第二百二十三條第一項の規定による免許を受けていないで、航空機を運航したとき。

二 第二百一十三條第一項(第二百二十二條第二項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む)の規定に違反して、その名義を他人に利用させたとき。

三 第二百一十三條第二項(第二百二十二條第二項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む)の規定に違反して、その事業を他人にその名において経営させたとき。

四 第二百二十九條の規定により許可を受けていないで、航空機を運航したとき。

五 第二百三十條の規定に違反して、同條の航空機を運送の用に供したとき。

第五十六條 定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者又は航空機使用事業者が、第二百一十一條(第二百二十二條第二項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む)の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで運航を開始したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第五十七條 定期航空運送事業者

者、不定期航空運送事業者又は航空機使用事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第一百四條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む)の規定による運航規程又は整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

二 第一百五條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む)の規定による認可を受けずに、運賃又は料金を收受したとき。

三 第一百六條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む)の規定による運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

四 第一百八條第二項又は第二百二十二條(第二百二十三條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む)の規定による命令に違反したとき。

五 第一百九條第一項(第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む)の規定による認可を受けずに、事業計画を変更したとき。

六 第二百一十一條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む)の規定による認可を受けずに、運送に関する協定をしたとき。

七 第二百一十七條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む)の規定に違反して、許可を受けていないで事業を休止したとき。

八 第二百一十九條(第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第二項において準用する場合を含む)の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

(立入検査の拒否等の罪)

第五十八條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十七條第二項、第二百三十二條第二項又は第二百三十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第二百三十二條第二項又は第二百三十四條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二百三十二條第二項の規定による資料の提出の求めに応じなかつたとき。

四 第二百三十四條第二項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

(罰則規定)

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四百四十四條から第四百五十五條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該職務に對し相當

昭和二十七年六月十九日 衆議院全開第五十七号附錄

の注意及び監督が置かれたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

(通則)

第百六十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第百七條の規定による指示をせず、又は虚偽の指示をした者

二 第百十八條(第百二十二條第二項又は第百二十四條第二項)において適用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百六十一條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七條第一項、第五十五條第四項又は第百三十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十四條第二項の規定による届出若しくは公表をせず、又は虚偽の届出若しくは公表をした者

第百六十二條 第九條、第二十一條又は第三十六條の規定による命令の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算する。但し、附則第十四項の規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

(経過規定)

二 国内航空運送事業令(昭和二十五年政令第三百二十七号、以下「旧令」という)は、同令附則第二項但書の規定を除き、廃止する。

但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

三 この法律の施行の現に旧令第二條第一項の免許を受けて国内航空運送事業を営んでいる者は、第百條第一項の規定にかかわらず、政令で定めの日までは、次項の者が運航する航空機により旧令の免許に係る事業計画に従い、他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物を運送する事業を経営することができ、

四 この法律の施行の現に旧令第二條の第三項の許可を受けて国内航空運送事業の実施のために必要な航空機の運航をしていゝ者は、第百二十三條第一項の規定にかかわらず、前項の政令で定める日まで、旧令の者のために旧令の許可に係る事業計画に従い、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業を経営することができ、

五 旧令第二條の四から第八條まで、第十條及び第十一條の規定並びにこれらの規定の違反行為に係る罰則の規定は、前二項に掲げる者について、なお効力を有する。

六 第四項の者の使用する航空機は、第百二十七條及び第百三十條の規定の適用については、第百二十七條但書の許可及び第百三十條但書の許可を受けて使用する航空機とみなす。

七 前項の航空機及びその航空機の航空機組員は、第百三十一條の規定の適用については、同條第二号の航空機及びその航空機の航空機組員とみなす。

八 外国人の国際航空運送事業に関する政令(昭和二十六年政令第百三十三号)は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

九 この法律の施行の現に前項の政令第三條第一項の免許を受けて国際航空運送事業を営んでいる者(同令附則第四項の規定により免許を受けた者とみなされた者を含む)のうち、日本国との平和條約第二十五條の適合国の法人その他の団体のこの法律の施行後四年間、適合国以外の国の法人その他の団体のこの法律の施行後一年間、第百二十九條の許可を受けた者とみなす。但し、日本国と当該国との間に第百二十六條第一項各号に掲げる航行により行う航空運送事業に關し、協定が締結された場合において、その協定の効力発生の際以後については、この限りでない。

十 航空庁長官は、この法律の施行の現に存する飛行場その時に於いて航空庁長官の設置するものについてその名称、位置、設備の概要その他運輸令で定める事項をこの法律の施行後、遅滞なく告示しなければならない。この法律の施行後六箇月以内に航空庁長官の設置する飛行場についても同様である。

十一 第四十九條第一項及び第二項の規定は、前項の告示があつた飛行場について適用する。この場合において、第四十九條第一項中「第

機組員とみなす。

四十條」とあるのは、「附則第十項」と読み替へるものとす。

(他の法令の改廃)

十二 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四條ノ二の次に次の一條を加ふる。

第四條ノ三 航空機ノ登録ヲ受ケルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 新規登録 金千円

二 登録ノ変更 金三百円

三 登録ノ抹消 金五十円

航空機ノ噸數ハ自重噸數ニ依ル但シ一噸未満ノ噸數ハ一噸トシテ計算ス

事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第六号の次に次の一号を加ふる。

七 航空法(昭和二十七年法律第七号)第百三十三條第一項行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表の運輸省の項中「航空庁(一、二〇九人)」「航空計(三八、二四五人)」を改める。

計「三八、二四五人」に改める。

運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第五十三号を第六十一号とし、第五十二号の二から第五十二号の四までを次のように改める。

五十三 航空機の登録をすること。

五十四 航空機及びその設備品の証明及び検査をすること。

五十五 航空従事者に關する証明及び航空機組員免許をすること。

第四條第一項第五十五号の次に次の五号を加ふる。

五十六 航空機の操縦の練習の許可をすること。

五十七 航空路を指定すること。

五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

五十九 航空交通管制区及び航空交通管制を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を與へること。

六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に關し、許可し、認可し、その他必要な命令をすること。

第六條第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加ふる。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は変更の命令

第六條第一項第八号の二の次に次の一号を加ふる。

三〇

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議第五十七号附録

別表		資格	業務範圍
定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	一 航空機の整備に関すること。 二 航空機の安全性に関すること。 三 航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。 四 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。 六 航空機の操縦の練習の許可に関すること。 七 航空従事者の教育及び養成に関すること。
	一 上級事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。	一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。	八 航空路の指定に関すること。 第九 第五十九條の四中第九号を第七号とし、第八号の次に次の八号を加える。 九 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 十二 航空交通の安全に関すること。 十三 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
	二 航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。	二 航空運送事業の用に供する最大離陸重量一万三千六百五十キログラム以下の航空機の操縦を行うこと。	十四 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 十五 航空機の事故調査に関すること。 十六 航空庁の所掌に係る事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。 第五十九條の五第一項の表を次のように改める。
上級事業用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	十七 航空機の出入国等に関する政令（昭和二十七年政令第六十五号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
	一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。	一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。	十八 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 十九 航空機の事故調査に関すること。 二十 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 二十一 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 二十二 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 二十三 航空交通の安全に関すること。 二十四 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
事業用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	二十五 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 二十六 航空機の事故調査に関すること。 二十七 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 二十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 二十九 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 三十 航空交通の安全に関すること。 三十一 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
	一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。	一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。	三十二 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 三十三 航空機の事故調査に関すること。 三十四 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 三十五 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 三十六 航空庁の所掌に係る事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。 三十七 第五十九條の五第一項の表を次のように改める。
一等航空士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	三十八 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 三十九 航空機の事故調査に関すること。 四十 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 四十一 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 四十二 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 四十三 航空交通の安全に関すること。 四十四 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
	一 航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	四十五 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 四十六 航空機の事故調査に関すること。 四十七 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 四十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 四十九 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 五十 航空交通の安全に関すること。 五十一 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
二等航空士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	五十二 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 五十三 航空機の事故調査に関すること。 五十四 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 五十五 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 五十六 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 五十七 航空交通の安全に関すること。 五十八 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
	一 航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	五十九 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 六十 航空機の事故調査に関すること。 六十一 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 六十二 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 六十三 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 六十四 航空交通の安全に関すること。 六十五 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
航空機関士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	六十六 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 六十七 航空機の事故調査に関すること。 六十八 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 六十九 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 七十 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 七十一 航空交通の安全に関すること。 七十二 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
	一 航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	七十三 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 七十四 航空機の事故調査に関すること。 七十五 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 七十六 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 七十七 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 七十八 航空交通の安全に関すること。 七十九 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
一等航空通信士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	八十 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 八十一 航空機の事故調査に関すること。 八十二 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 八十三 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 八十四 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 八十五 航空交通の安全に関すること。 八十六 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
	一 航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。	八十七 航空機に掛ける事業の運賃及び料金に関すること。 八十八 航空機の事故調査に関すること。 八十九 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。 九十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。 九十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。 九十二 航空交通の安全に関すること。 九十三 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

昭和二十七年六月十九日 衆議院會議録第五十七号附録

二等航空通信士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する第二級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行うこと。
三等航空通信士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する航空級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行うこと。
一等航空整備士	整備(運輸省令で定める範圍の大修理を除く)をした航空機について第十九條に規定する確認の行為を行うこと。

二等航空整備士	整備(運輸省令で定める範圍の大修理を除く)をした最大離陸重量一万五千キログラム以下の航空機について第十九條に規定する確認の行為を行うこと。
三等航空整備士	整備(運輸省令で定める範圍の大修理を除く)をした最大離陸重量二千五百キログラム以下の航空機について第十九條に規定する確認の行為を行うこと。
航空工場整備士	整備又は改造をした航空機について第十九條に規定する確認の行為を行うこと。

航空法案に対する修正案
航空法案に対する修正
航空法案の一部を次のように修正する。
第十條中第六項及び第七項を削る。
第十六條第三項を削る。
第十七條中第三項を削り、第四項を第三項とする。

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一 部 十 円

発行所

東京郵政区市竹本町一五
電話九段四三〇
郵政東京一〇〇〇
印刷